

教員養成大学・学部、教職大学院の 機能強化・高度化に係る 検討の方向性と主な論点（例）

教員養成大学・学部、教職大学院を巡る状況①

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教師としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成大学・学部、教職大学院が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むことが重要となっている。
- ✓ こうした中、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引するため、令和4年度から新たに、先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発等に取り組む「教員養成フラッグシップ大学」の取組が開始されることとなっている。

教員養成フラッグシップ大学構想の推進体制と成果の展開イメージ

教員養成フラッグシップ大学 推進委員会

大学、民間事業者、教育委員会・学校現場、文部科学省、関係機関、有識者の協働により「令和の日本型学校教育」を担う教員養成システムを実現

推進委員会の具体的役割（例）

- 取組の効果検証のための共通の枠組みの提示
- 中教審特別部会における検討状況を踏まえたアドバイス
- エビデンスに基づく取組のフォローアップ・効果検証
- 指定大学の構想・取組事例・成果等の戦略的発信

文部科学省



有識者

教員養成フラッグシップ大学 (指定大学)



民間事業者



教育委員会・
学校現場等

資質能力・教職課程等
の見直しの検討状況を
情報提供

先導的な取組みの効果の
エビデンスを提供

教職課程の特例により

弾力的なカリキュラム編成が可能

※教職課程単位の約4割（学部）、2割（教職大学院）を大学独自に設定が可能

中教審

「令和の日本型学校教育」を担う 教師の在り方特別部会

教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討

検討事項

- 教師に求められる資質能力の再定義
- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方
- 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し
- 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

◆ 指定大学に求められる取組

- 指定大学と民間事業者・関係機関等が協働して先導的なプログラムを開発
- 優れた研究・人材育成拠点として先導的プログラムを全国的に展開する仕組みを構築

- 指定大学の教職課程の大胆な見直しや高度なカリキュラムマネジメントを通じ新たな教職課程のモデルを提示

- 教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を作成

◆ 成果の展開のイメージ

最先端のプログラムを複数大学で展開、全国的な教員養成の充実・高度化に貢献
成果の普遍化による社会の新たな価値創造へ貢献

コアカリキュラム・教職課程
の見直しに貢献

教員養成大学・学部、教職大学院の組織の再編、
大学間の連携等を促進

「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成の重点課題（公募のテーマ）のイメージ

全大学共通の重点課題

フラッグシップ大学推進委員会において指定大学全体の取組をフォローアップ

変化が激しく予測困難な時代に対応するための学習観・授業観の転換を担う教師の育成

児童生徒が自ら調整しながら粘り強く学習に取り組む過程を支援する視点に立ち、他者と協働しながら省察的実践に取り組み続けることを通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を先導する教師を育成すること

※指定大学に求められる取組：

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師として望ましい資質・能力について、**教員養成段階を通じて達成すべき目標を設定**
- **学習観・授業観の転換を担う教師の育成のためのプログラム開発**
 - **学習者（子供）中心**の授業デザイン・学習活動デザインについての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
 - **学習科学に基づく省察的実践（仮説設定、教育実践、省察）**を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
 - **学習者（子供）中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）**
 - **教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメント**の資質・能力の育成
 - 学校現場における**教育データサイエンスの活用やSTEAM教育**を先導する人材の育成
 - 障害のある児童生徒（ギフテッドを含む）、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒等、**多様な子供への理解・対応力**
 - 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討
- オンライン講義の活用等により**先導的プログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム**等の構築
- 教員養成に関わる**大学教員のFD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施**
- 取組を通じた学生の資質・能力の習得の状況の把握、取組の効果についての**エビデンスに基づく評価の実施**
- フラッグシップ大学推進委員会における「令和の日本型学校教育」に対応した**新たな教職課程のモデル開発への協力**

◎各指定大学は、**重点課題に含まれる要素を組合わせた独自の領域（テーマ）を設定し、優れた研究・人材育成拠点として全国的な教員養成の高度化に貢献できる具体的な構想を提案**

※求められる要件

- ✓ **民間事業者・他大学・関係機関等との連携**により実施され、**人的・資金的リソースの提供**等、連携先との協力関係が明確であること
- ✓ 当該領域（テーマ）において求められる**人材像と人材育成の具体的な目標**が設定されていること
- ✓ 当該領域（テーマ）に関する**優れた研究開発構想を有すること**（新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等）
- ✓ 構想を実現するための十分な**教育・研究基盤**があること（研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等）
- ✓ 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の**成果を全国的に展開する仕組みの構築**

教員養成フラッグシップ大学:指定大学の取組テーマ・概要

大学名	テーマ	概要
東京学芸大学	先端教育人材育成推進機構を核として、教育者養成の在り方を持続的に探究する大学へ	「令和の日本型学校教育」を担う教師に共通に必要な創造的な資質・能力を育成するため、「子供と教師が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現」をテーマに、先導的プログラムの研究開発、成果の普及展開、教職課程に関する制度改善への提言を行う機能を「先端教育人材育成推進機構」を核として構築し、持続的に教育者養成の在り方を探究する。
福井大学	「主体的・対話的で深い学び」を支える教師の実践力を培うために： 省察的実践の長期漸成サイクルをコアとする養成研修カリキュラムの実現と学校・教育委員会・地域・大学「専門職学習コミュニティ・DX多重協働ネットワーク」の構築	「変革を起こす力(コンピテンシー)」(OECD)を実現する省察的実践を通じた持続的な学習展開を支える教師の力量形成のために、教師及び教師をめざす学生自身が省察的な実践を長期的発展的に進め、実践研究を深めていくことのできるカリキュラムを学部・大学院、養成と生涯にわたる研修において有機的・総合的に構築するとともに、そうしたカリキュラム・イノベーションを多くの養成大学・研修支援の機構と連携して共有していくシステム開発を進める。
大阪教育大学	ダイバーシティ大阪の諸課題に応え、学習者の学びに寄り添う教師の育成 ー協働・省察を促し、教育DXの推進による先導的・革新的教員養成カリキュラムー	大阪市との協働により設置する大阪アドバンスト・ラーニング・センター(OALeC)を拠点として、ダイバーシティを尊重し、多様な児童生徒一人一人に寄り添うきめ細やかな指導力を備える実践力に力点を置いたカリキュラムを開発することで、単に知識を教えるのではなく、ファシリテーター的能力を有する教員を養成し、成果を全国に浸透させることにより、日本の教育課題が縮図化した大阪(ダイバーシティ大阪)から令和の日本型学校教育を牽引する。
兵庫教育大学	自律した学習者を育てる教師の養成プログラム TEX (Teacher Education program for the Transformation) -アジャイル型手法を導入したカリキュラム開発-	兵庫教育大学には、教師教育のトップランナーとしての様々な取組の基盤がある。そして、兵庫教育大学は、教員養成の在り方自体を変革する役割を担う「教員養成フラッグシップ大学」として、「児童・生徒が自律した学習者として多様な人々と協働し、Society5.0やSDGsを含めた個人・社会のウェルビーイングを実現できる次世代型の学びの創造に向けて、柔軟で高度な課題解決力を持った教師の養成」を構想する。

教員養成大学・学部、教職大学院を巡る状況②

- ✓ 公立小中学校の採用者数の見通しについては、令和4年度頃まで現在と同程度の水準で推移し、その後減少していくことが予想されている。
- ✓ また、地方公務員の定年について、令和5年度から、段階的に引き上げ、65歳とすることとされたところであり、引上げ期間中の新規採用の動向にも留意が必要な状況となっているところである。
- ✓ 各教員養成大学・学部においては、18歳人口の減少等の状況も踏まえつつ、各地域における教員採用の動向を注視しながら、教員需要の減少に対応した組織・体制や各大学・学部間の連携の在り方について検討を進めていくことが重要となっている。

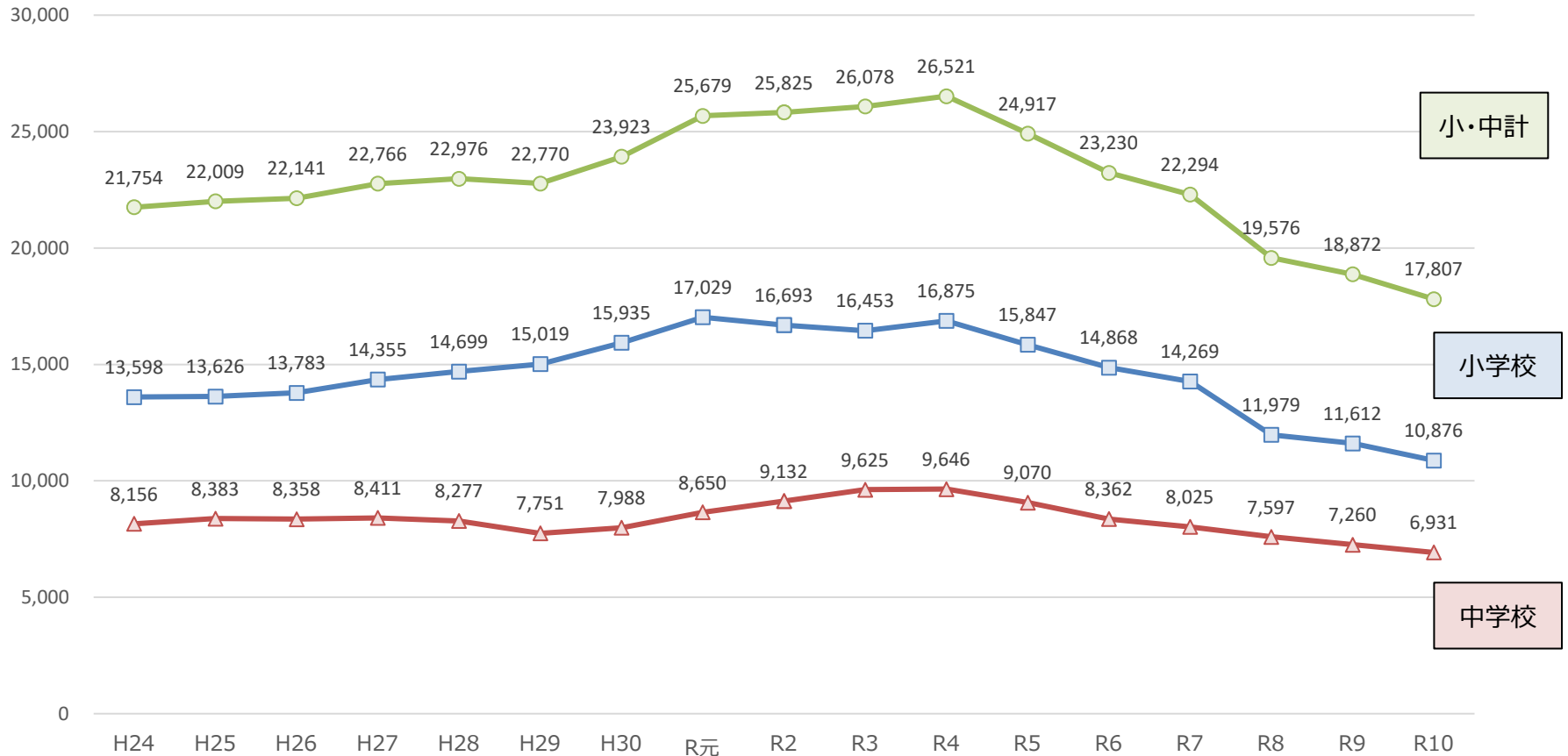
教員養成大学・学部、教職大学院を巡る状況③

- ✓ 公立学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合については、昭和63年には小学校で68.4%、中学校で46.7%であったところ、令和3年には小学校で31.2%、中学校で23.1%と低下する一方、国立教員養成大学・学部の教員就職率については、近年、概ね6割程度で推移しており、教職以外の職に就く者の数が増えている。
- ✓ 各教員養成大学・学部においては、教師を目指す優秀な学生を引き付け、教師としての就職を促す取組を進めるとともに、多様な教職員集団へと転換が進む中で、教員養成大学・学部卒業者に期待される役割を改めて捉えなおし、特色あるカリキュラム展開を進めていくことが求められている。

小・中学校の採用者数の推移と見通し

公立小・中学校の採用者数の推移と見通し

※令和3年度までは実績、令和4年度以降は見通し



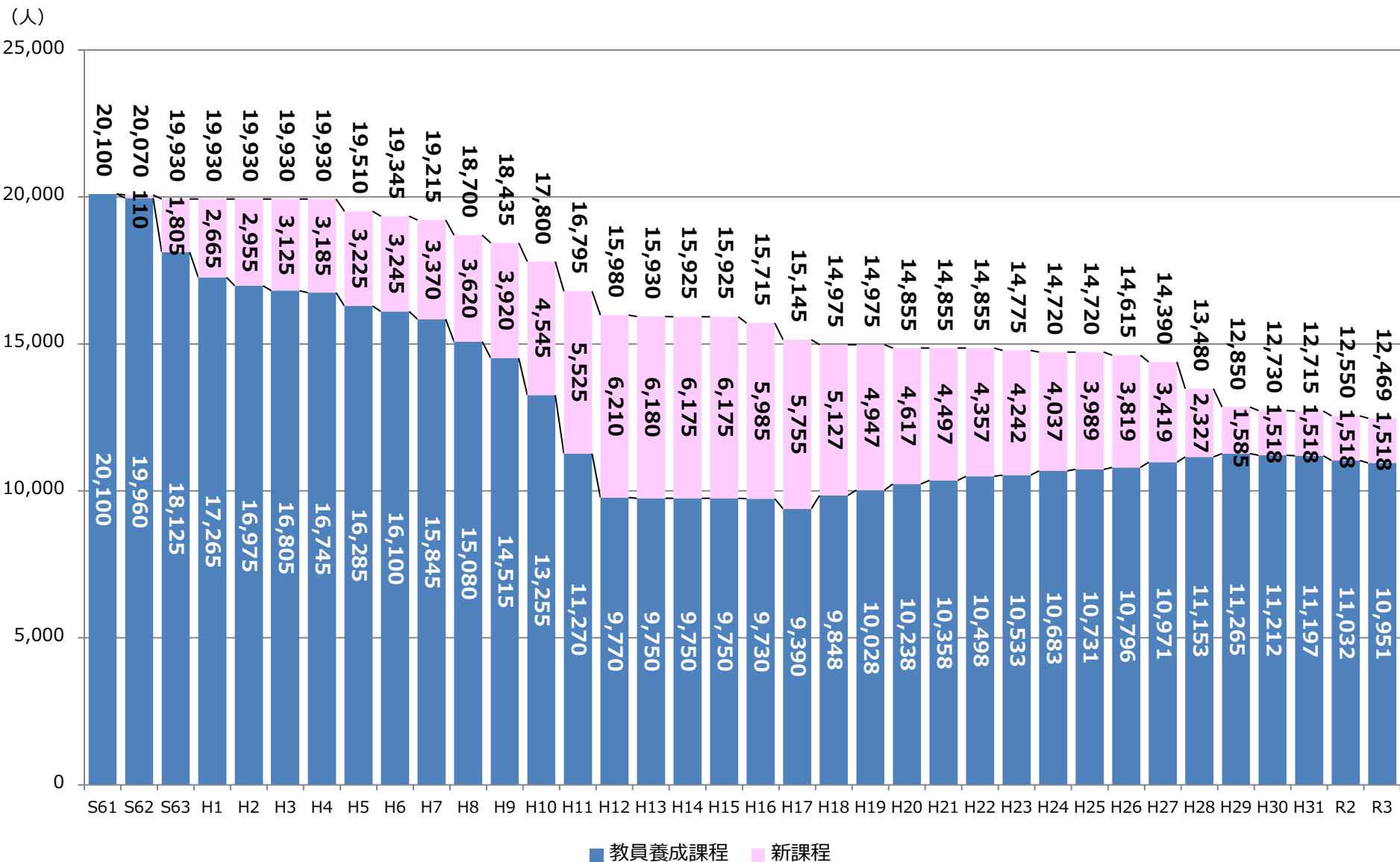
(出典) 令和3年度文部科学省調べ

(注1) 令和3年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)

(注2) 令和3年度以降は、令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3) 養護教諭等を除く

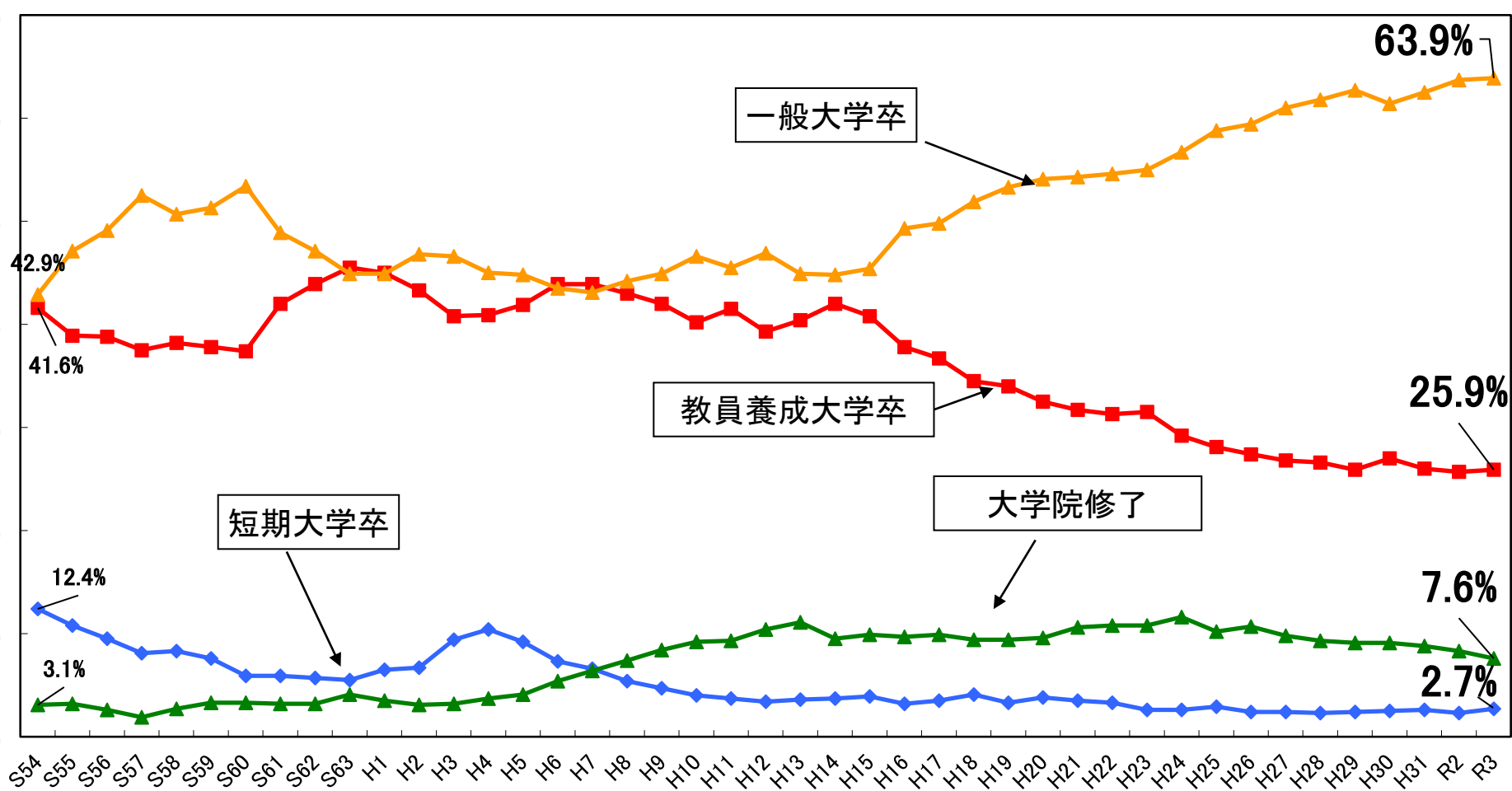
国立大学教員養成学部入学定員の推移



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

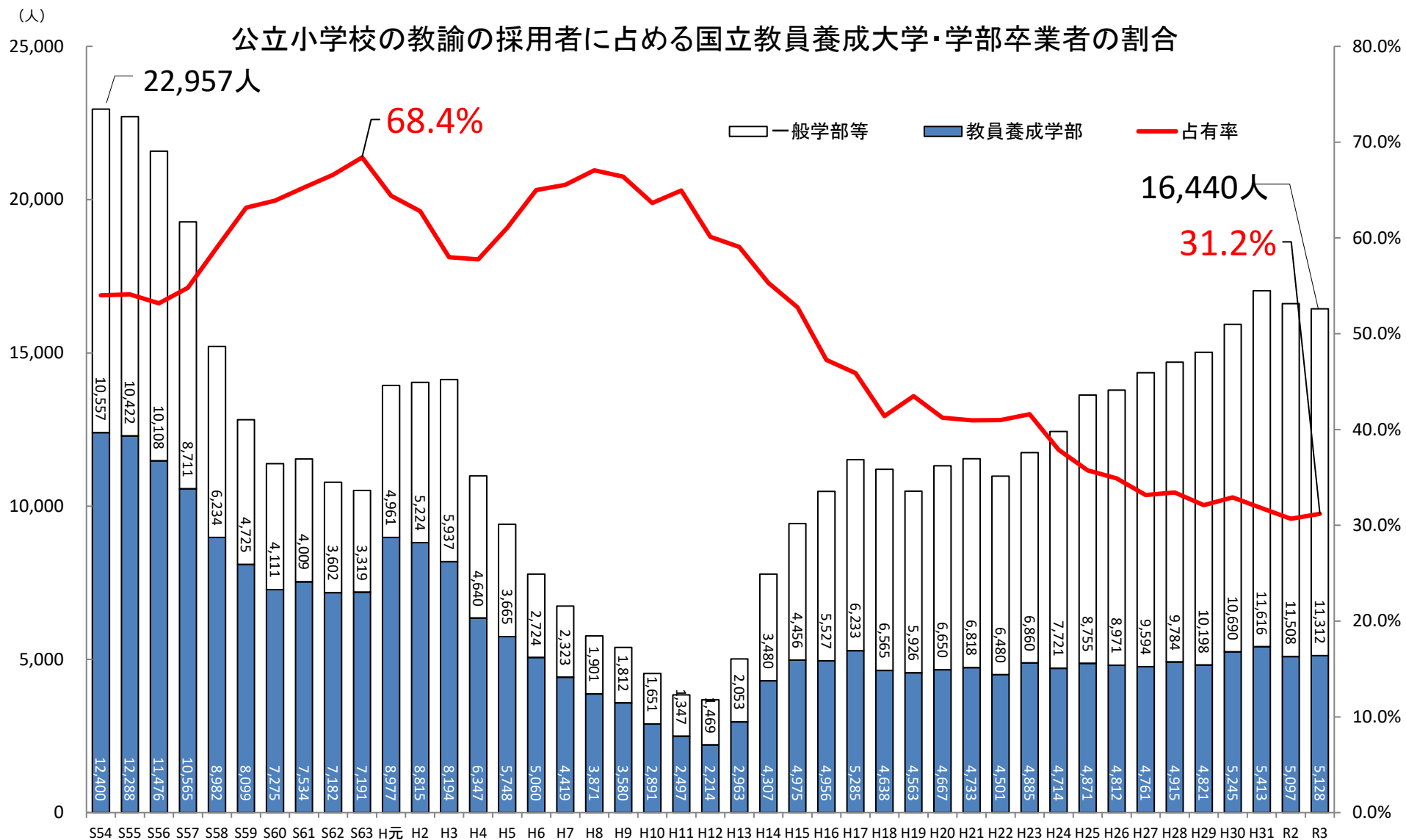
公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況

公立の小学校，中学校，高等学校，特別支援学校の教諭，養護教諭及び栄養教諭の学歴別採用者の割合



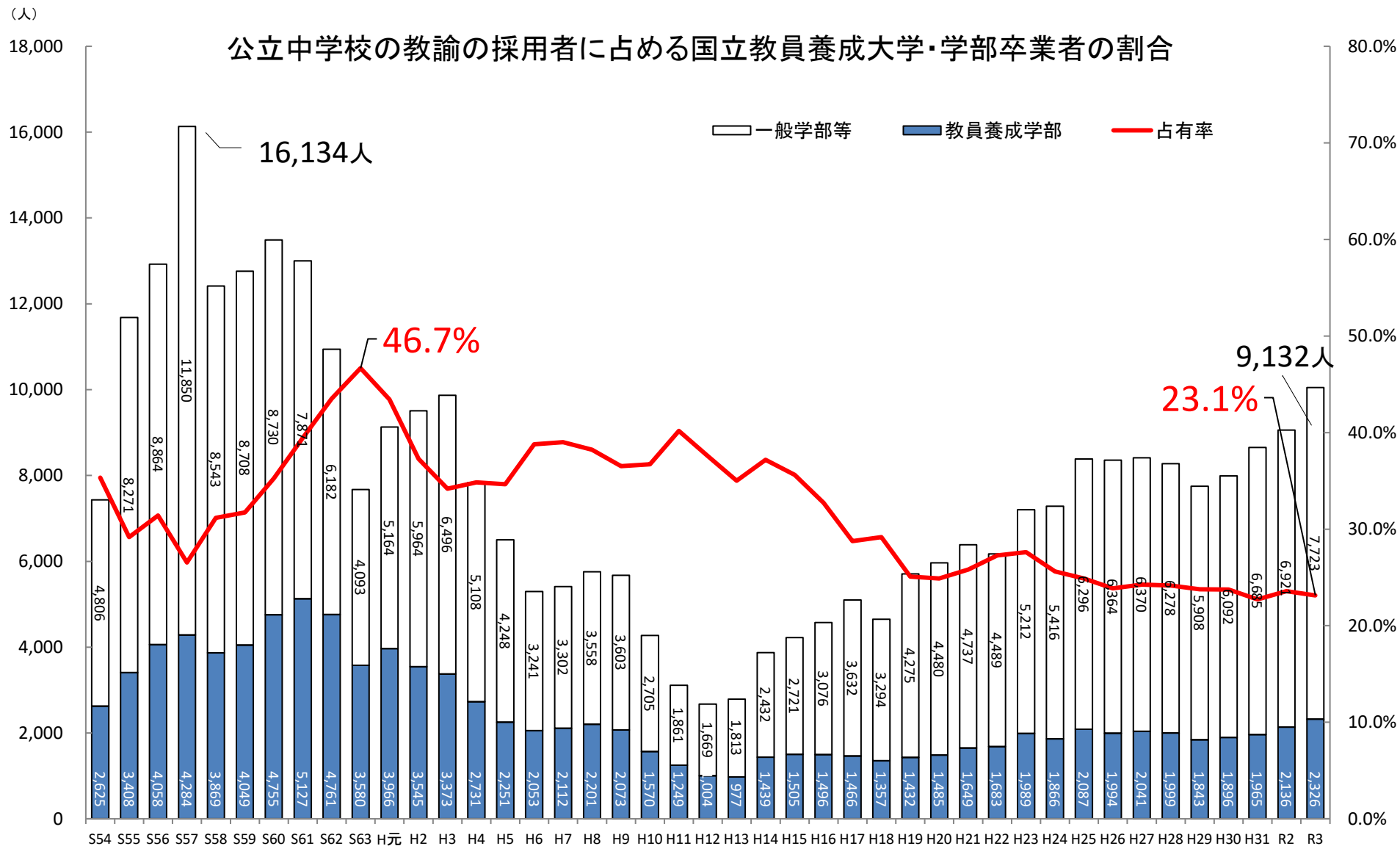
出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

公立小学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合



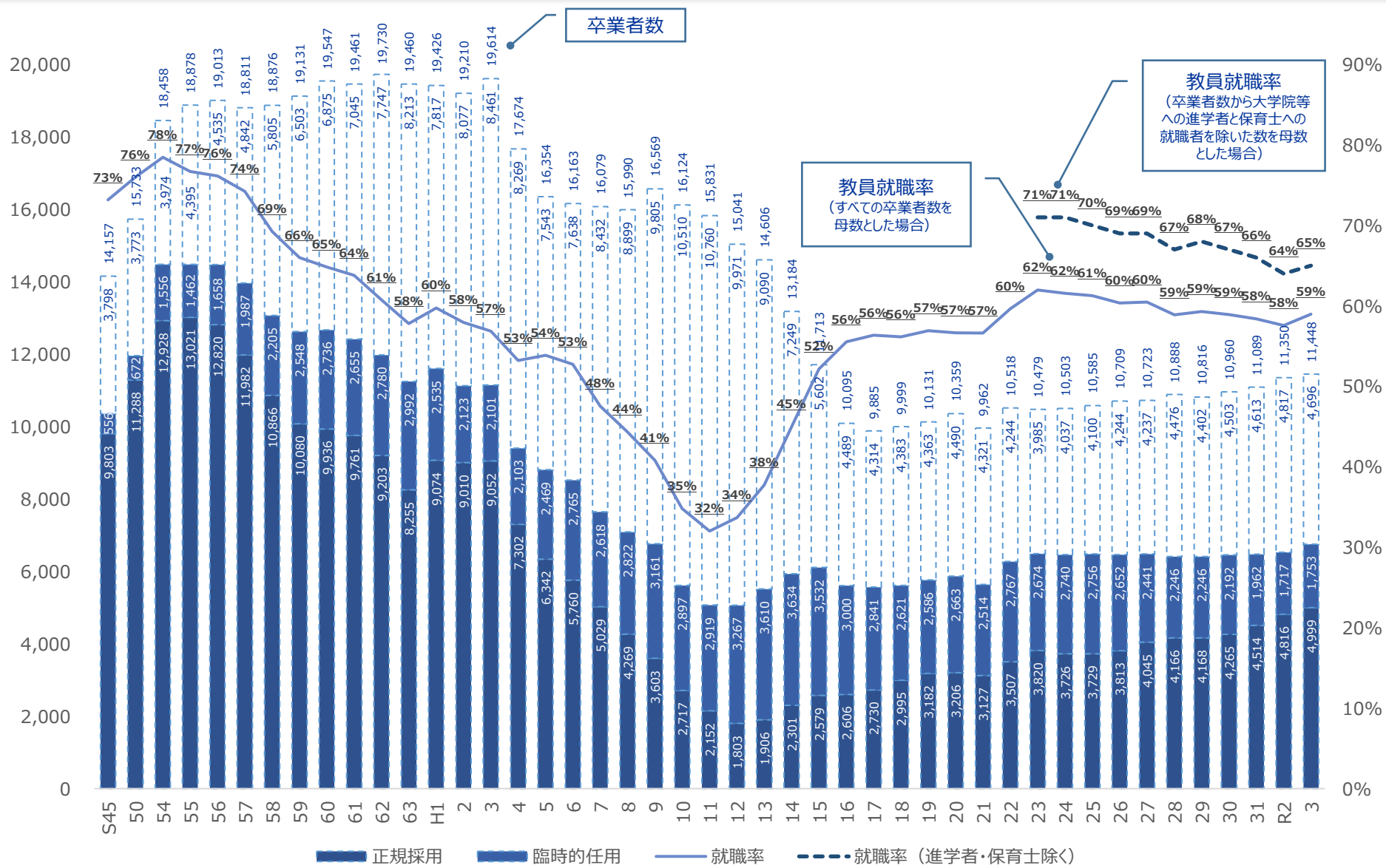
出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

公立中学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合



出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

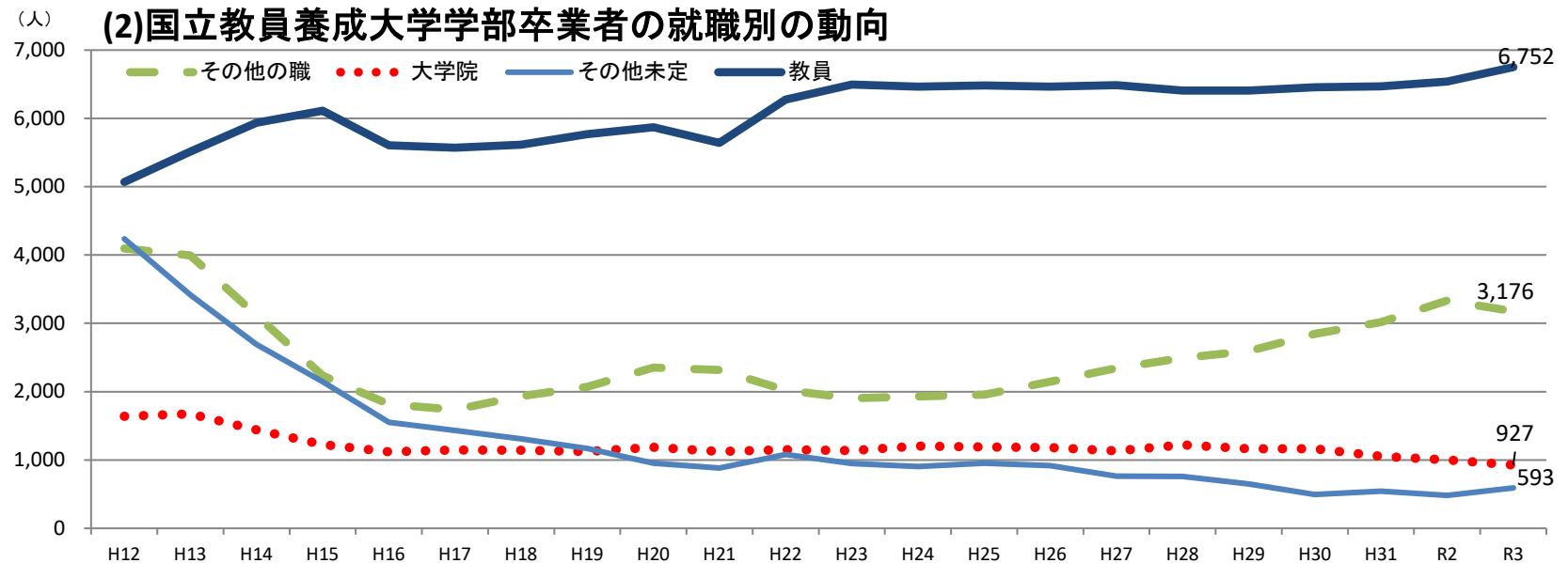
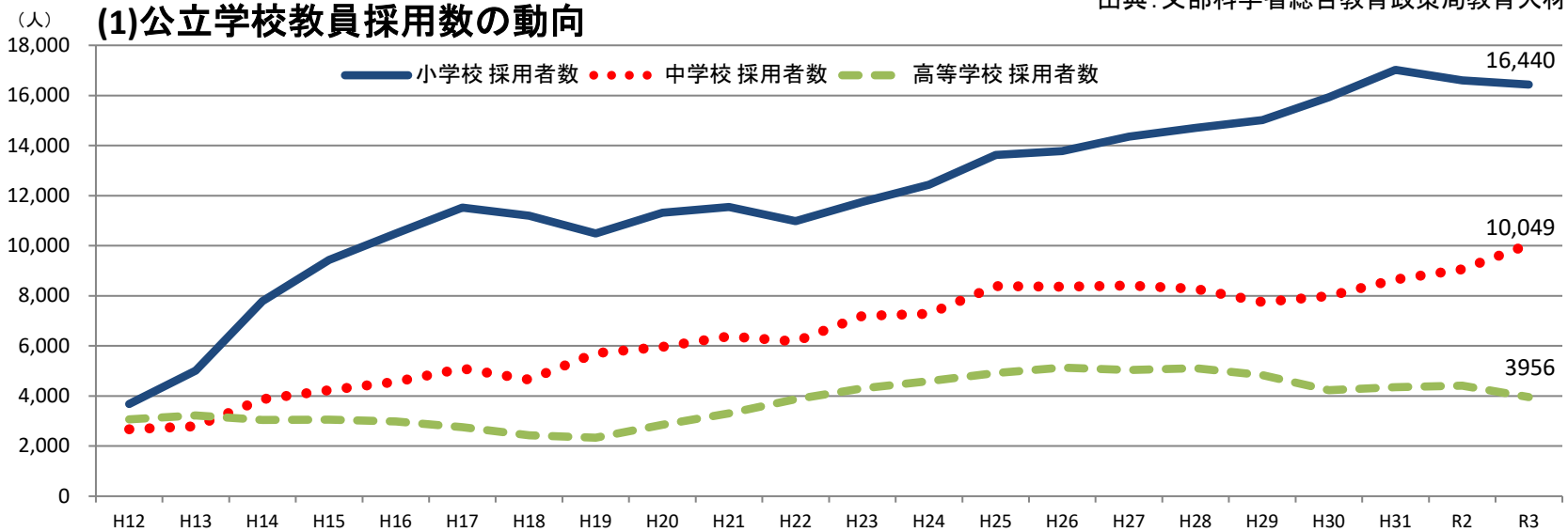
国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

公立学校教員採用の動向と国立教員養成大学・学部卒業者の就職状況

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ



教員養成大学・学部、教職大学院を巡る状況④

- ✓ 国立大学の教員養成系修士課程については原則として教職大学院に段階的に移行することとされたことを受け、**教職大学院の全国的な整備が進み、定員総数も大幅に増加**しているものの、近年の新規採用者数の増加やミドルリーダー層が少ない現職教員の年齢構成の影響等もあり、入学定員の増加に比して十分な志願者の増加が見られず、**入学定員充足率については、現在、約80%前後**となっている。
- ✓ 学校現場や教育委員会、学生のニーズも踏まえつつ、教職大学院の特徴である、
 - ① 学校現場における職務についての広い理解を持って自ら諸課題に積極的に取り組む資質能力を有し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、
 - ② 学校現場が直面する諸課題の構造的・総合的な理解に立って、教科・学年・学校種の枠を超えた幅広い指導性を発揮できるスクールリーダーの養成、**のそれぞれの観点から、教職大学院を活用した教職の高度化に向けた取組を進めていくことが求められている。**

全国の教職大学院の設置状況（令和3年度）

国立大学: 47大学(入学定員2,248人)
 私立大学: 7大学(同 205人)
 合計 54大学(同 2,453人)
 * 46都道府県で設置
 大学名の下の()は入学定員

北海道教育
(80)

弘前
(18)

秋田
(20)

岩手
(16)

山形
(20)

宮城教育
(52)

上越教育
(170)
新潟
(20)

福島
(16)

茨城
(43)

宇都宮
(18)

千葉
(20)
聖徳
(15)

埼玉
(52)

東京学芸(210)
創価(25)
玉川(20)
帝京(30)
早稲田(60)

富山
(14)

群馬
(20)

横浜国立
(60)

福井
(60)

滋賀
(35)

岐阜
(25)

静岡(45)
常葉(20)

金沢
(15)

信州
(30)

山梨
(38)

京都教育
(60)
立命館
(35)

奈良教育
(25)

愛知教育
(120)

三重
(25)

兵庫教育
(155)

大阪教育
(150)

和歌山
(30)

(鳥取)
※鳥根大
で養成

島根
(20)

広島
(30)

岡山
(45)

愛媛
(40)

香川
(20)

高知
(15)

鳴門教育
(180)

山口
(28)

佐賀
(20)

福岡教育
(50)

長崎
(28)

大分
(20)

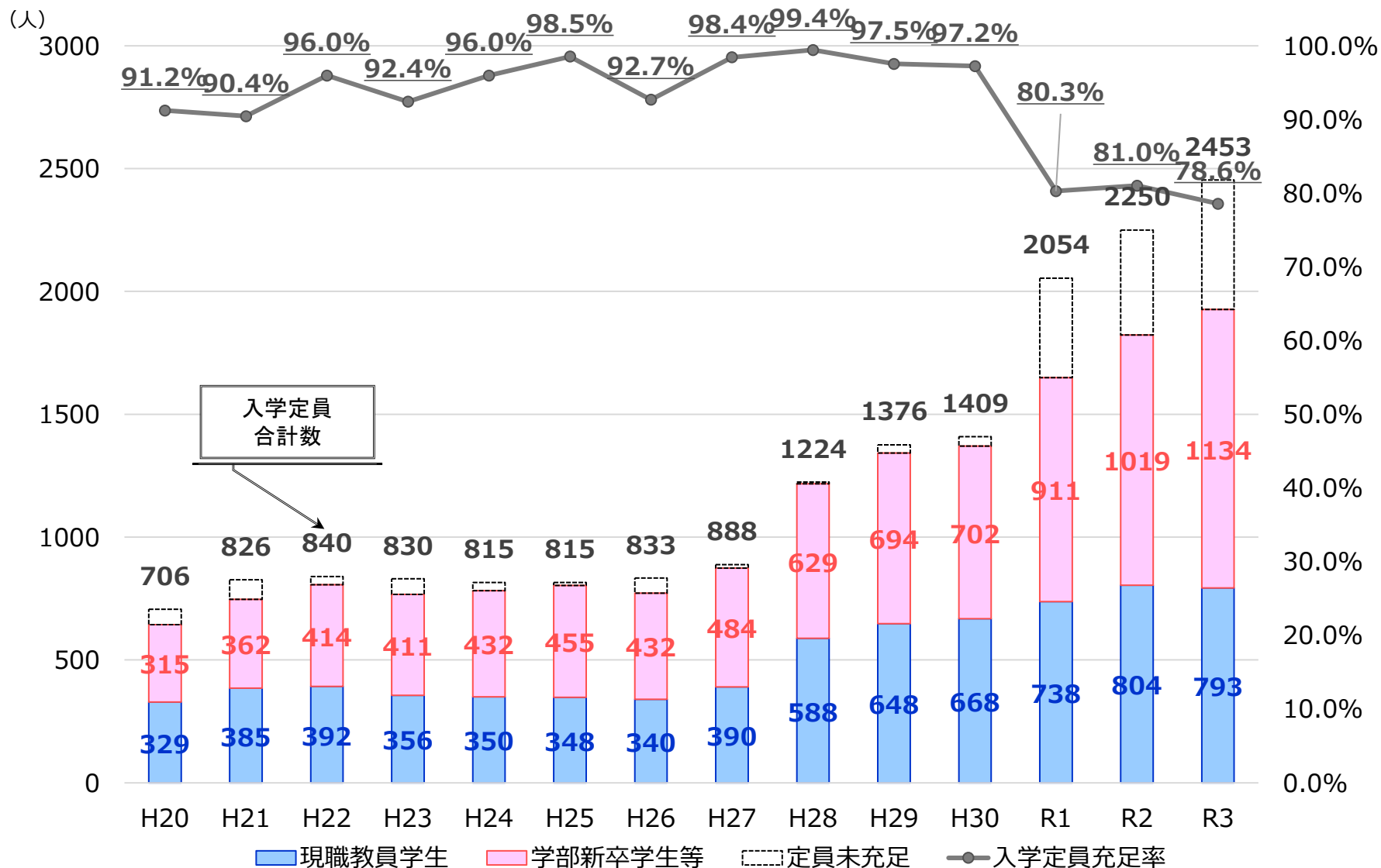
熊本
(30)

宮崎
(20)

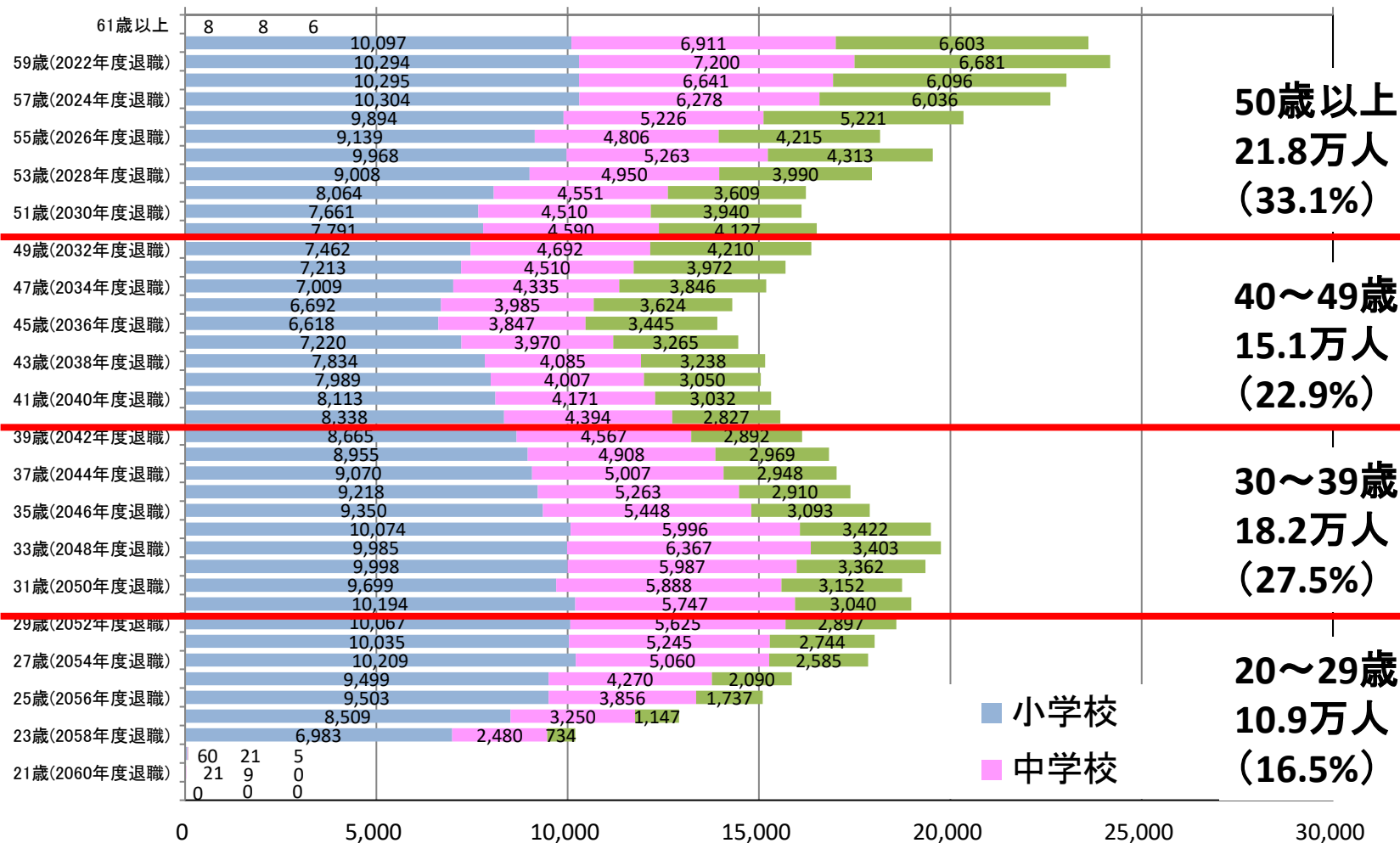
鹿児島
(20)

琉球
(20)

国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移



公立学校年齢別教員数(令和3年度)



50歳以上
21.8万人
(33.1%)

40～49歳
15.1万人
(22.9%)

30～39歳
18.2万人
(27.5%)

20～29歳
10.9万人
(16.5%)

■ 小学校
■ 中学校

	合計	平均年齢		合計	平均年齢
【小学校】	337,105人	41.4歳	【高校】	134,476人	45.0歳
【中学校】	187,924人	42.2歳	【合計】	659,505人	42.3歳

(出典) 文部科学省調べ

(注1) 令和3年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

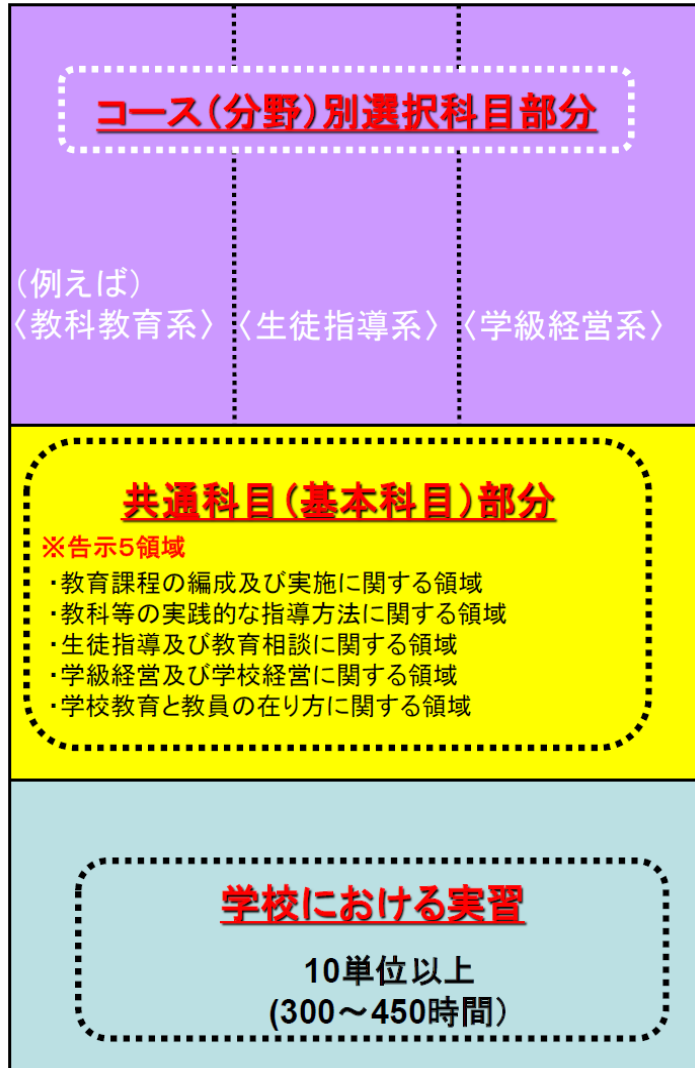
(注2) 年齢は、令和3年度末時点

教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	<u>45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）</u>	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	<u>4割以上は教職経験者等の実務家教員</u>	大半が研究者教員
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	<u>教職修士（専門職）</u>	修士（教育学）

教職大学院の教育課程について

教職大学院の全体構造



○ **教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上（実習10単位以上を含む）。**

○ **共通科目の部分の単位数については、おおむね20単位。**

* 教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域全てを学ぶことを条件に、16~18単位とする弾力的な運用も可能。管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能。

○ **実習については、現職教員について全部又は一部免除することができる。現行の教職大学院では、7大学で全部免除、30大学で一部免除を認めている。** ※出典：令和3年度教職大学院実態調査

* 各教職大学院によって、例えば、修了要件は45~49単位、学校における実習は10~12単位、共通科目は18~24単位とするなど、それぞれ工夫している。

* 全部免除の適用（令和3年度入学者）：32人

一部免除の適用（令和3年度入学者）：321人

○ **教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定が可能。**

* 他の大学院において修得した単位については、実習単位に係る免除分や単位互換分も含め、修了要件の2分の1を超えない範囲まで。

国立の教員養成大学・学部及び大学院の近年の政策動向

■平成18年7月 今後の教員養成・免許制度の在り方について (中央教育審議会答申)

- ✓ 研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理し、教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み『教職大学院』制度の創設について提言

■平成24年8月 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (中央教育審議会答申)

- ✓ 教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」の確立の必要性について提言
- ✓ 特に修士レベルについては、教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進することを提言

■平成25年10月 大学院段階の教員養成の改革と充実等について

(教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書)

- ✓ 国立の教員養成系修士課程は原則として、教職大学院に段階的に移行することとし、教職大学院の具体的な在り方について提言

■平成29年8月 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて

(国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書)

- ✓ 「エビデンスに基づいた教員養成機能の質の向上」「法定化された『協議会』を通じた地域との連携」「PDCAサイクルによる教員養成カリキュラムの質保証」「教職大学院の機能拡充」「国立大学法人の第3期中期目標期間中に自らの規模や他大学との連携等について検討し一定の結論をまとめること」等について提言

■令和3年7月 国立大学法人の第3期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直しについて

(文部科学大臣決定)

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むこととする。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むこととする。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会 検討の方向性（令和3年11月15日）より

（教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化）

- ✓ 多様化した教職員集団の中で中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院について、教員養成フラッグシップ大学での取組も踏まえて、その機能強化・高度化のための方策について検討する。
- ✓ 特に、高度専門職業人としての教員養成の中核的な役割を担う教職大学院の全国的な整備が進んだことや「新たな教師の学びの姿」が示されたことを踏まえ、学部と教職大学院との連携・接続の在り方や、教職の高度化に向けた教育委員会との連携協働の在り方について検討する。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会 検討の方向性（令和3年11月15日）より

（教育委員会における大学・教職大学院との連携協働）

- ✓ 教師の養成・採用の一貫性を重視した質の高い人材確保の観点から、教職大学院も含め、大学等における学修成果について、教育委員会における採用選考において適切に評価されることが重要である。
- ✓ そのために、大学等における学生の成績評価に関する理解を深める場として、教育公務員特例法第22条の5に規定する協議会を活用することも有効と考えられる。教育委員会から大学等における成績評価に関する理解を得ることにより、大学等における学修成果を、採用選考の場面のみならず、入職後の研修内容に反映させたり、現職教師が教職大学院での学びを修了した後の処遇やキャリアパスなどに反映させたりすることも期待され、こうした在り方の促進方法についても検討する。
- ✓ 教職人材の高度化と計画的な教員採用の観点から、大学（教職大学院）と教育委員会との一層の連携促進により、教職大学院における理論と実践の往還を重視した学びと入職初年度におけるOJTや研修との更なる円滑な接続に向けた取組を進めていくことが重要であることから、教職大学院修了者に対する教員採用の特別選考や初任者研修・中堅教諭等資質向上研修の内容の弾力化などの先進的な取組も踏まえつつ、その充実方策について検討する。

学部と教職大学院との連携・接続の推進

- ✓ 絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、多様性と柔軟性を備えた教職員集団へと転換していくことが求められており、こうした中において、教員養成大学・学部や教職大学院においては、多様な教職員集団の中で中核となる教師を養成することが期待されるところである。
- ✓ とりわけ、今後、新たな教師の学びの姿が学校現場で実践されていくに当たって、管理職のリーダーシップの下、校内研修等の校内での学びをリードする中核的な人材として活躍する教師の養成が強く求められることが考えられる。
- ✓ 各教員養成大学・学部、教職大学院においては、教員養成フラッグシップ大学における実践も参考に、自らの強みとして、学習科学等の実証的な学問成果に基づく省察的実践を通じて学び続ける教師の育成に今後一層力を入れて取り組んでいくことが重要ではないか。
- ✓ こうした観点から、理論と実践を往還させた省察力による学びのデザイン等を強みとする教職大学院と学部との連携強化を推進することとしてはどうか。

学部と教職大学院との連携・接続の推進

- ✓ 学部と教職大学院との連携を促進するための方策についてどのようなことが考えられるか。
- ✓ 学部と教職大学院の有機的な連携を強化するとともに、学生の意欲や能力に応じてより高度な学びを提供していく観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進することについてどう考えるか。
 - ※ 令和3年現在、学部段階において教職大学院への進学を希望する者等を対象として設定したコース等を設定している大学は10大学（/54大学）（文部科学省教員養成企画室調べ）。
 - （参考）先行事例において見られる取組上の工夫例
 - ・教職大学院入学前の学部段階で教職大学院の授業科目の先取り履修
 - ・教職大学院入学者選抜における特別選抜の実施（コース生としての成績要件等は別途設定）
 - ・入学金・検定料の減免、教職に就いた場合に返還免除となる給付金の貸与 等
- ✓ 学部・教職大学院を通じた在学年限の在り方についてどう考えるか。

教育委員会と大学との連携促進

- ✓ 新たな教師の学びの姿を実現していく上で、現場ニーズを踏まえた学部・教職大学院の機能強化・高度化を推進するとともに、教職を目指す学生を引き付け、教師としての就職を促すインセンティブを働かせる観点から、教育委員会と大学との連携強化を推進することとしてはどうか。
- ✓ とりわけ研修段階においては、今般、各地域において研修受講履歴を踏まえた資質能力の向上が進められていくことも踏まえ、この新たな仕組みの下で、教職の高度化に向けた大学と教育委員会の連携体制をより一層実効性あるものとする取組を推進することとしてはどうか。

(参考) 令和2年3月全国都道府県教育長協議会第3分科会資料「新規採用教員への支援について」より
『31県において、初任者研修又は若手研修に対する研修で大学等の協力を得ているが、その多くは講師派遣である。プログラム開発で大学の協力を得ている県は6県で…ある。…指標の策定にとどまらず、指標と研修が有機的に結びつくようにするため、指標の具現化に向けた研修の計画、内容の検討についても大学等と連携することが効果的であると考える。また、大学等の知見を生かしながら、研修の効果検証を進めることも有効である
と考える。』

主な論点（例）

教育委員会と大学との連携促進

- ✓ **教育公務員特例法第22条の5に規定する協議会（教員育成協議会）を効果的に活用し、各地域において教育委員会と大学が必要な事項（※）を協議し、共通理解の下で、連携を深めていく取組を促進していくための方策についてどう考えるか。**
（例） 教師の養成・採用・研修に係る共通理解、新たな教師の学びの姿を実現するための教育委員会と大学との連携体制・人事交流、教師の学びを生かしたキャリアパスの設定、教職大学院修了者に対する初任研・中堅研等の受講減免 等
- ✓ **今日的な学校教育課題に対応した実践的な教員養成を推進する観点から、学部段階においても教職経験を有する教員（実務家教員）の配置を促進し、教職大学院における実務家教員を含め、教育委員会等との人事交流を推進することについてどう考えるか。**
- ✓ **その際、学校現場での実践と大学における教員養成を架橋する役割を担う者として、教職大学院修了者をその中心的な対象者として位置づけ、教育委員会と連携を図りながら、教職大学院修了者が早期に学校管理職を経験した後、教員養成大学・学部、教職大学院における実務家教員となって高度専門職としての教師養成に参画する、といった教職大学院における学びを生かしたキャリアパスを描いていくことについてどう考えるか。**
- ✓ **教職大学院での学びの機会をより多くの現職教員に提供するとともに、高い学習意欲を持って学び続ける教師が学びを積み重ねることにより「専修免許状」や「教職修士（専門職）」の学位を取得しやすくするための方策についてどう考えるか。**

(参考)

今後、協議会において協議することが望まれる事項の例

(全般的事項)

- ✓ 育成指標に記載された事項の具体化・重点化（5つの柱で再整理された資質能力等を踏まえた養成・採用・研修の在り方や育成すべき資質能力に係る具体的なニーズ等に関する共通理解等）
- ✓ 教育委員会と大学との連携体制の在り方（新たな教師の学びの姿を実現する上での教育委員会と大学との連携の在り方、学部・教職大学院の実務家教員や教育委員会・研修センター職員に係る人事交流等を含む）

(養成・採用段階)

- ✓ 中長期的な採用見込み者数の共有による適時・適切な教職課程の開設
- ✓ 大学における教師養成の取組（大学における学修や成績評価、教育実習や学校体験活動の実施方法・時期・期間等を含む）
- ✓ 教育委員会における教員採用選考の取組（教師塾等の志願者の増加・資質能力向上に向けた取組を含む）
- ✓ 教職を目指す優秀な学生を引き付け、教師としての就職を促すインセンティブの在り方（高校生等を対象とした取組、地域枠の設定、経済的支援、学習指導員等への参加促進、現在教職に就いていない社会人への支援等）
- ✓ 特定分野に強みや専門性を有する教師の養成・採用の在り方（特別免許状や二種免許状の活用、特別選考の実施等を含む）

(研修段階)

- ✓ 教育委員会における研修の取組
- ✓ 大学・教職大学院における現職教員向けプログラム等の取組
- ✓ 教育委員会と大学が連携・協働して実施する研修プログラムの在り方、大学での学修と任命権者等が行う研修との関係の在り方（研修受講履歴における大学の学びの取扱い、教職大学院修了者に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修の受講減免、免許更新講習において提供されてきた教師の学びに係る今後の活用方策、経費負担の在り方等を含む）
- ✓ 教職大学院修了者等の高い学習意欲を持って学び続ける教師へのインセンティブの在り方（進学者への採用留保、修了者への特別選考の実施、長期研修制度や大学院修学休業制度の活用、教師の学びを生かしたキャリアパスの設定等）

大学に対する期待（審議まとめからの抜粋）

- 大学等の尽力なくして教員免許更新制は成立し得なかったものであり、大学が教師の資質能力の向上に対して大いに貢献してきたことを多とするものである。
- 教員免許更新制の下で、生み出された成果は、「新たな教師の学びの姿」を構築する上で、発展的に継承していくことが重要である。
 - ・大学等が有償で提供する多様な質の高い学習コンテンツは、「新たな学びの姿」の中にあっても、中核的な役割を占めることが期待
 - ・教員養成大学・学部が提供するコンテンツについて、例えば履修証明プログラムとして位置付けるなど、単位を修得することが可能とすることにより、履修後の大学入学を促進
 - ・これまでの教員免許更新制の成果や免許状更新講習の実施に伴い整備された各大学の体制・ノウハウを生かしつつ、大学等の関係者の意見も踏まえながら、3つの仕組みの構築などの検討を進めていくことが必要
 - ・免許状更新講習と研修の相互認定が進められる中で、アカデミックなバックグラウンドを有する大学と現場の状況を知悉している教育委員会相互の連携に係る先進的事例の共有
- 現職教師の学びや、教員免許状を保有するものの教職には就いていない者の学びを進める上で、大学の果たす役割はこれからも大きくなっていく。
- 専門的知識を備えたリーダー養成の観点からの教職大学院の更なる活用が求められる。



教師の養成・採用・研修等の在り方について議論を継続していく中で、大学の果たす役割を強く意識していくことが必要

大学院設置基準等の一部を改正する省令について

背景

- ✓ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（H30.11 中央教育審議会）を踏まえ、学部段階等については、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げ等に履修証明プログラムを活用できるよう、履修証明プログラム全体に対する単位授与等が可能に。（R1.8）
- ✓ 一方、大学院については、学部段階のように幅広い単位認定を行うことについては議論が必要とされ、その後中央教育審議会大学分科会大学院部会において議論。

審議会等における提言等

「第10期大学院部会での審議の整理」（令和3年2月 中央教育審議会大学分科会大学院部会）

＜大学院におけるリカレント教育の充実＞

リカレント教育への取組姿勢は、各大学院における戦略の下、検討するものであるものの、**国は各大学院における社会の多様なニーズに対応する教育プログラムの構築を促すべく、制度面も含めた方策検討を引き続き行うべき**である。

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月 教育再生実行会議）

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。

➔ **大学院におけるリカレント教育（学位取得）の促進に向けて、履修証明プログラムをより柔軟に活用できるようにする必要がある**

改正概要

- **大学院が実施する履修証明プログラム**について、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する**単位授与を可能**とする。
※履修資格を有する者が、学校教育法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。
※大学院は、履修証明プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して、単位授与の際の目安をあらかじめ設定する。
- 大学院が、学修が大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認めるときに限り、
 - ① 学生が履修証明プログラムの履修により修得した単位等について、**当該大学院における授業科目の履修により修得**
 - ② 学生が履修証明プログラムの履修により**入学前に修得した単位について、当該大学院に入学した後の当該大学院における授業科目の履修により修得**したものとみなすことができる。
- 上記①②それぞれ15単位まで、合わせて20単位まで、正規課程の単位として認定可能とする。（大学院の場合）

➔ **履修証明プログラムを各大学院での学位取得に活用できる**

※大学院、専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を含む。）が対象。

施行期日

令和4年3月22日 公布・施行

教職大学院での学びと法定研修（初任者研修・中堅教諭等資質向上研修）

初任者研修

<研修内容>

目的：新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
 対象者：公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
 実施者：任命権者

※研修内容については、任命権者が定めることとなっている。
 下記で示すのは、文部科学省が例示しているものである。
 ※研修名については、各教育委員会の研修を参考に例示した。

校内研修（週10時間以上、年間300時間以上）

・教員に必要な素養等に関する指導

教員としての心構え、社会人マナー
 教育課程の編成
 道徳教育の意義
 学級経営、保護者との関係作り
 児童生徒理解の方法
 教科指導の基本
 学級活動の進め方

・初任者の授業を観察しての指導

授業改善

・授業を初任者に見せての指導

評価
 授業改善

校外研修（年間25日間以上）

・教育センター等での講義、演習

学級経営の基礎
 生徒指導の基礎
 教科指導の基礎
 プログラミング
 子どもの貧困
 外国人児童生徒への教育

・企業、福祉施設等での体験

施設の見学・体験

・社会奉仕体験や自然体験に係る研修

施設の見学・体験

・青少年教育施設等での宿泊研修

施設の見学・体験

初任者研修の概要（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244828.htm

教職大学院での学び

<学修内容>

コース（分野）別選択科目部分

【教科教育系】	【生徒指導系】	【学級経営系】
---------	---------	---------

共通科目（基本科目）部分（概ね20単位）

・教育課程の編成・実施に関する領域

学習指導要領と教育課程の編成実施
 個に応じた指導の充実
 指導と評価の一体化、教育課程の自己点検・自己評価
 総合的な学習の時間の全体計画の内容と取扱い

・教科等の実践的な指導方法に関する領域

教科等の意義・目的
 授業計画
 教材研究
 指導方法
 指導と評価

・生徒指導及び教育相談に関する領域

子ども理解の内容と方法
 子どもの社会的・情緒的発達を促す指導
 教員と子ども、子ども相互の人間関係
 子どもの健全育成の取組み
 ガイダンスの機能と教育相談の充実
 問題行動等に関する事例研究
 学校における生徒指導体制
 家庭、地域や関係機関との連携
 子どもの進路発達を促す指導援助体制

・学級経営、学校経営に関する領域

学級経営の内容と果たす役割
 学級経営と学校経営
 保護者と連携を図った学級経営
 学校組織、校務分掌とその機能
 校内研修の意義・形態・方法
 開かれた学校づくり
 学級・学校経営と評価

・学校教育と教員の在り方に関する領域

学校と社会
 教員の社会的役割と社会的・職業的倫理
 教員に必要なコミュニケーション論

学校における実習（10単位以上(300~450時間)）

「理論と実践の往還」の場

※告示5領域

『今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）』
 平成18年7月、中央教育審議会

中堅教諭等資質向上研修

<研修内容>

目的：教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。

対象者：公立の小学校等の教諭等
 実施者：任命権者

※研修内容については、実施者が定めることとなっている。
 下記で示すのは、文部科学省が例示しているものである。

※稼働期間中の研修項目及び研修名については、各教育委員会の研修を参考に例示した。

長期休業期間中の研修（年間20日間程度）

・教科指導、生徒指導

教材研究
 ケーススタディー等を通じた研修
 道徳に関する研修
 特別活動に関する研修
 総合的な学習の時間に関する研修

・適性に応じた得意分野づくり

社会体験研修
 カウンセリング

課業期間中の研修（年間20日間程度）

・リーダーシップ

人間力向上研修
 グループリーダーとしての役割の認識
 自己の資質・能力分析

・学校組織マネジメント

学校経営
 危機管理
 働き方
 メンタルヘルス

・研究授業

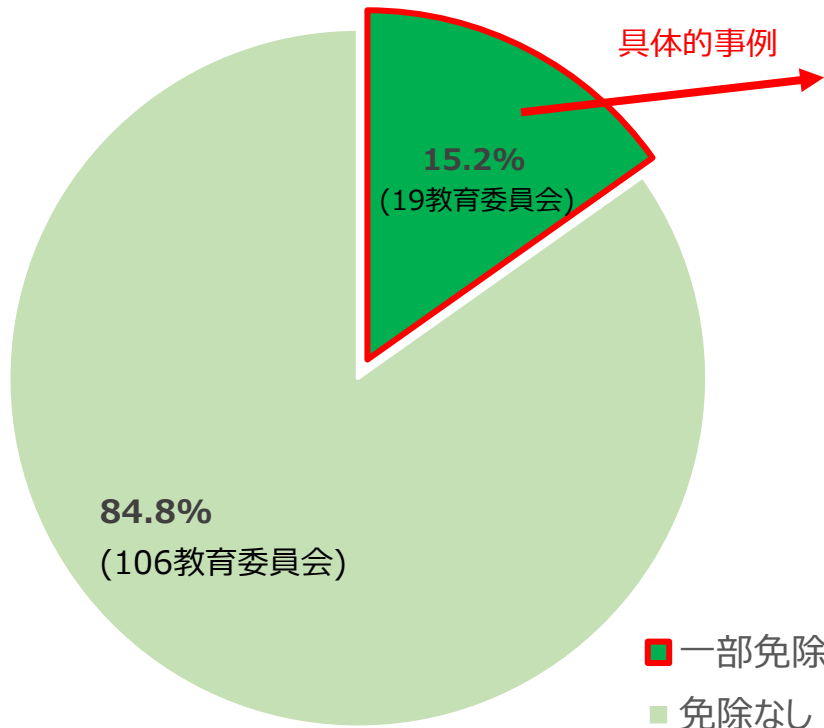
授業研究会
 アクティブラーニング

・教材研究

学習指導案の作成

10年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修の前身）
 文部科学省HP：
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1244830.htm

教職大学院修了者に対する初任者研修の免除



(初任者研修実施状況(令和元年度)調査結果「3 大学・大学院との連携」)
※調査対象：都道府県(47)、指定都市(20)、中核市(57)、複数の自治体による広域連携地区(1)

【校内研修】

・教育委員会や校長の判断により校内研修の時間数を軽減。

(例)

(岩手県)	通常150時間→修了者 75時間
(秋田県)	通常120時間→修了者 70時間
(東京都)	通常180時間→修了者 90時間
(新潟県)	通常120時間→修了者100時間
(長野県)	通常180時間→修了者120時間
(岐阜県)	通常150時間→修了者 90時間
(奈良県)	通常300時間→修了者120時間
(新潟市)	通常180時間→修了者150時間
(北九州市)	通常200時間→修了者130時間
(秋田市)	通常120時間→修了者 70時間
(岐阜市)	通常150時間→修了者 90時間
(奈良市)	通常300時間→修了者120時間

新潟県

「学校や初任者の実態に応じた研修」を免除

長野県

「一般指導」を免除、
「自己課題に係る研修」を軽減

【校外研修】

・校外研修の一部を免除。

(例)

(千葉県：eラーニングで実施する共通研修「メンタルヘルス」「日本語能力が不十分な子供への指導」「SDGs」「接遇」を免除)

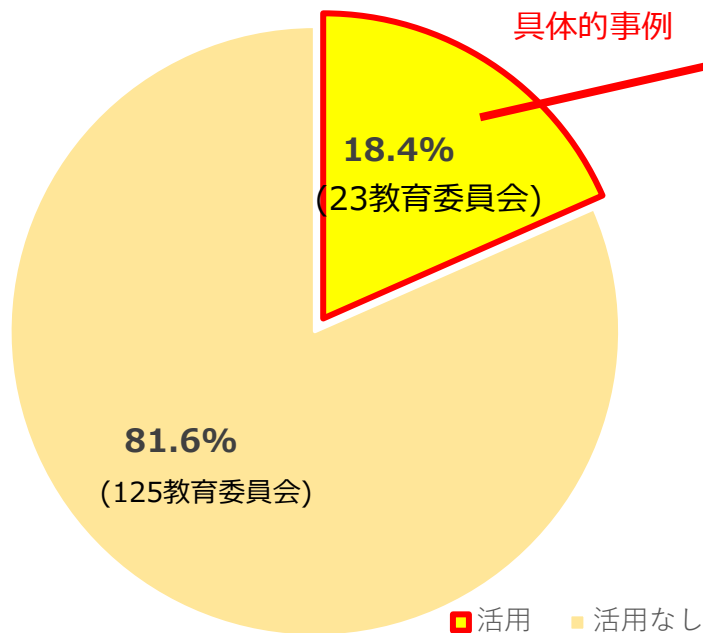
(三重県：三重大学教職大学院在学中に、校外研修の選択研修(三重大学教職大学院連携講座)を受講している場合、個別研修1回分を免除)

(福岡県：「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり」「特別活動の指導の充実」「総合的な学習の時間の指導の充実」「道徳科の指導の充実」を免除)

(北九州市：校外研修の日数を15日間→5日間に軽減し、軽減する研修内容は校長の判断による)

(久留米市：校外研修1回分を免除。研修内容は「総合的な学習の時間の授業づくり」「久留米市の人権・同和教育の動向と推進」「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」)

大学・大学院（教職大学院を含む）が開設する講座等を中堅教諭等資質向上研修の一部として活用



(中堅教諭等資質向上研修実施状況(令和元年度)調査結果 4 大学・大学院との連携)
※調査対象：都道府県(47)、指定都市(20)、中核市(57)、複数の自治体による広域連携地区(1)

【教職大学院が開設する講座等をあらかじめ中堅教諭等資質向上研修として設定】

(青森県：教職大学院の講座「授業づくり」「新たな実践」「協働ワークショップ」を研修の一つとして設定。)

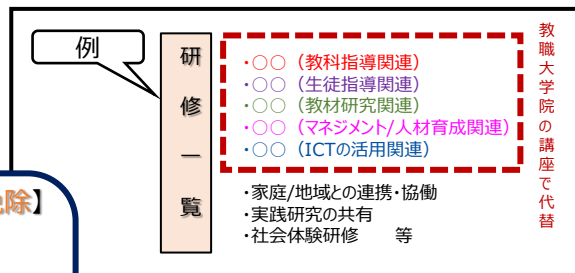
(徳島県：「理科と算数・数学を総合する授業のための教材研究」や「統計教育の背景としてのデータ科学入門」など、教職大学院における12の講座を選択研修として設定。

また、教職大学院が、中堅教諭等資質向上研修の「指導に活用できる内容」「幅広い校種の教職員に対応した内容」の研修開発を担う。

(横浜市：教職大学院の講座である「教職キャリア講座」(「GIGAスクール構想」「リーダーシップ」「授業力」「教育的ニーズに対応した指導・支援」「人材育成」)を研修の一部として設定。)

(宇都宮市：教職大学院の教員による講義「学習指導」を必修とするほか、教職大学院の講座を選択研修の一つとして設定。)

(高知市：教職大学院・高知県教育センター共催講座「特別支援教育の視点から通常学級での学習支援を考える」を研修の一つとして設定。)



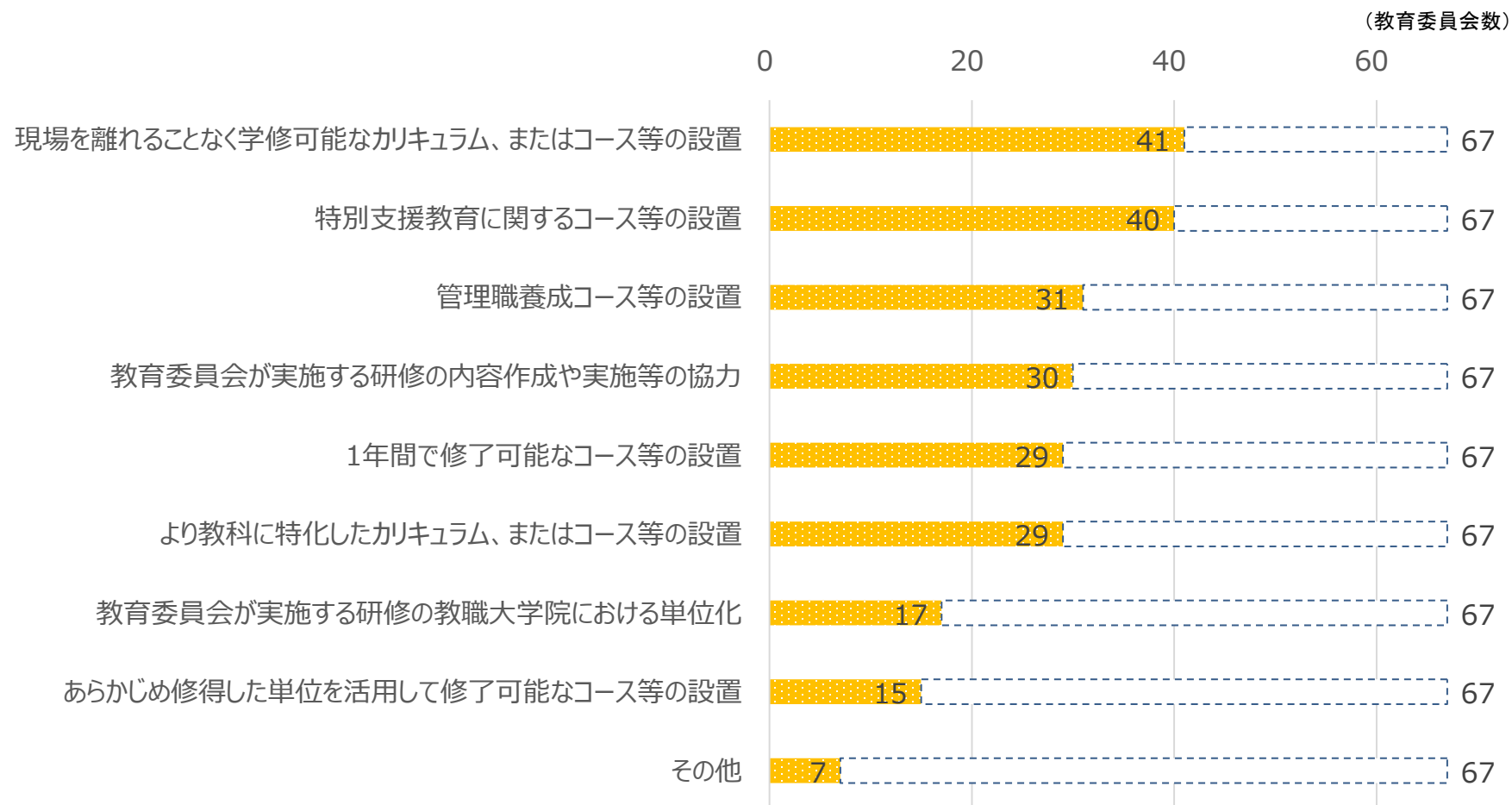
【教育委員会から現職教員として教職大学院へ派遣された者について、中堅教諭等資質向上研修を免除】

(東京都：中堅教諭等資質向上研修の一部について、単位の代替を行うことができる。
「授業研究」「事例研究」「選択研修」については、全ての受講対象者に対して単位の代替が可能。
「学習指導、生活指導・進路指導等に関するレポート」「学習指導」「生活指導・進路指導」「外部との連携・折衝」「学校運営・組織貢献」については、当該受講対象者の研修の段階に応じて単位の代替が可能。

(和歌山県：研修を受講する年度に、大学院派遣により教職大学院に在学している者については、当該年度の中堅教諭等資質向上研修として読み替えることができる。

教職大学院に対して望むこと（教育委員会から）①

Q. 今後、教職大学院に対して望むことは何ですか。



出典：国立教員養成大学・学部、大学院における教育内容・方法等の実態等に関するアンケート調査
(平成29年1月 文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室)
対象：47都道府県+20政令指定都市の教育長(67ヶ所)、回収率94%(63ヶ所)

教職大学院に対して望むこと（教育委員会から）②

Q. 今後、教職大学院に対して望むことは何ですか（その他に含まれる内容等）

○カリキュラムや教育課程の工夫

- ・より実践的なカリキュラムによる実践力・応用力の育成
- ・管理職や指導主事など、リーダーとしての資質向上を目指したカリキュラム開発
- ・特別支援学校教諭免許を合わせて取得できるコースの設置
- ・大学院の特別支援教育以外のコースを選択した場合での、特別支援教育に関する学びの充実

○地域への貢献

- ・地域の抱える教育課題（教員の急激な世代交代に伴う中核的中堅教員の育成）等のカリキュラムへの反映
- ・学校現場で生まれた課題について、高度な視点からの助言ばかりではなく、より実践に即した具体的指導
- ・大学院生に限らない、より多くの教員への研修の機会と場の提供
- ・学校現場復帰を見据えながら、研究成果をより効果的に還元する手法までを含めた指導
- ・教育委員会をバックアップするシンクタンク的な役割

○履修方法の工夫

- ・より多くの現職教員が学ぶことができる修学形態の工夫

○その他

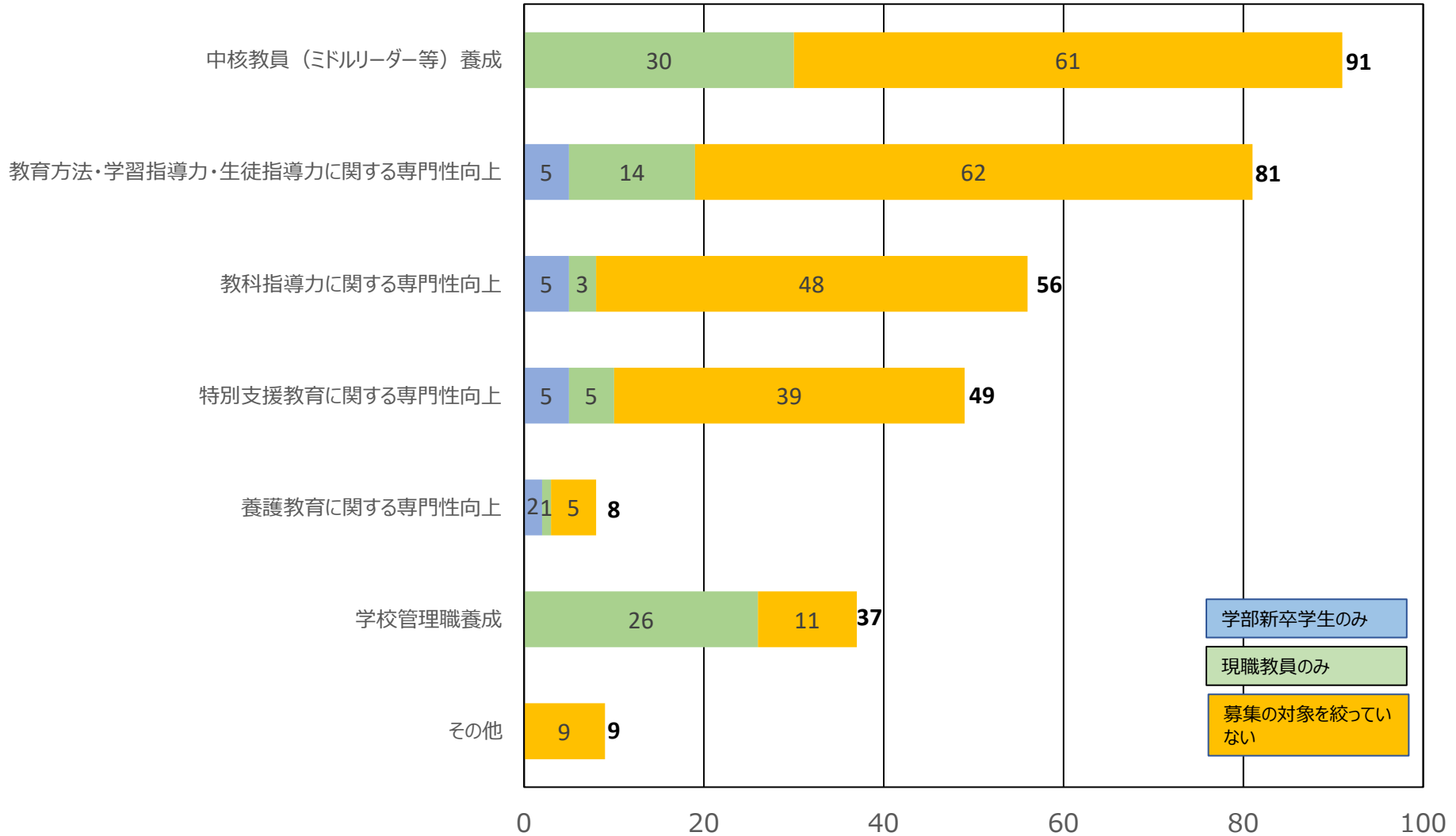
- ・教職大学院を中心とした、教育学部全体の学生の教育実践力の向上

出典：国立教員養成大学・学部、大学院における教育内容・方法等の実態等に関するアンケート調査
（平成29年1月 文部科学省高等教育局大学振興課教員養成企画室）

対象：47都道府県＋20政令指定都市の教育長（67ヶ所）、回収率94%（63ヶ所）

教職大学院の専攻・コース（プログラム）の特徴について

【54大学 331コース(プログラム)】 ※専攻・コース(プログラム)に、複数の特徴がある場合は各項目に計上。



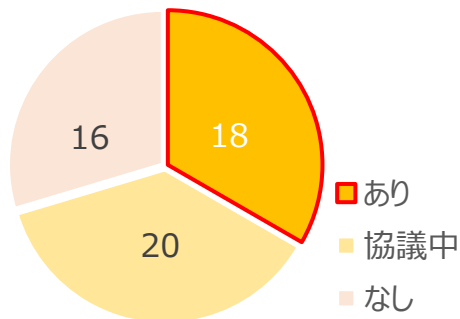
「その他」の例：

- 「教育相談、カウンセリング、様々な問題行動や不適応行動への専門性向上」
- 「貧困や外国にルーツを持つ子どもなど特別な援助を要する多様な教育的ニーズへの専門性向上」
- 「小学校教員養成に特化」
- 「保護者支援、地域でのネットワーク、望ましい教員集団の構築など教育現場の様々な課題に対応できる専門性向上」
- 「国際教育に関する専門性向上」

教職大学院における多様な取組① (※54大学 令和2年度時点)

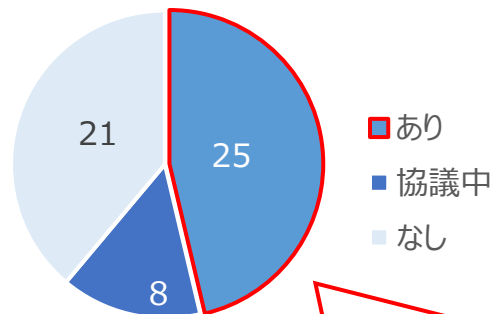
教育委員会との連携(研修)

教職大学院において学んだ者を対象に、
教育委員会の研修の一部を修了扱いにしている大学



- ①初任者研修：12大学 ※複数回答あり
(岩手大学、秋田大学、新潟大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、三重大学、和歌山大学、福岡教育大学、常葉大学)
- ②中堅教諭等資質向上研修：4大学
(弘前大学、宇都宮大学、香川大学、琉球大学)
- ③管理職研修：2大学 (香川大学、長崎大学)
- ①～③以外の研修：2大学 (大阪教育大学、香川大学)

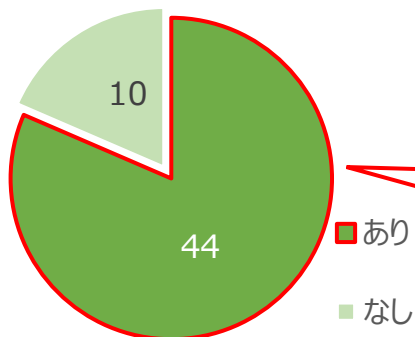
教育委員会との連携により、教職大学院に所属していない
現職教員を対象に研修を行っている大学



- ①初任者研修：1大学 ※複数回答あり
(和歌山大学)
- ②中堅教諭等資質向上研修：7大学
(弘前大学、茨城大学、兵庫教育大学、香川大学、高知大学、鹿児島大学、常葉大学)
- ③管理職研修：7大学
(岐阜大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、香川大学、佐賀大学、長崎大学、常葉大学)
- ①～③以外の研修：18大学

教育委員会との連携(研修以外)

研修のほかに教育委員会と連携している大学

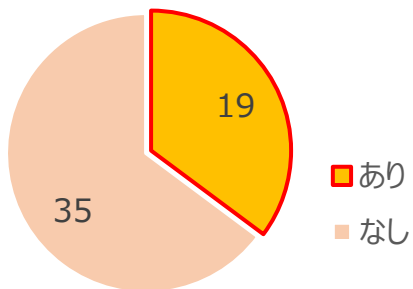


- ①教育委員会との人事交流：29大学 ※複数回答あり
- ②カリキュラム委員会への指導主事等の参加：7大学
- ③授業における指導主事等の講演：22大学
- ④教育センターとの相互協定
(双方の研修・講習を受講できる)：15大学
- ⑤授業以外での連携協力校におけるサポート：29大学

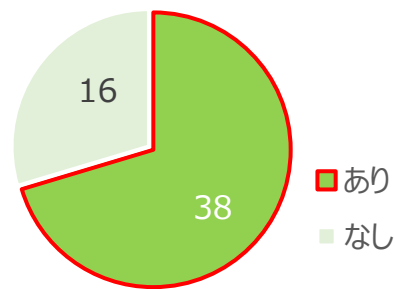
教職大学院における多様な取組② (※54大学 令和3年度時点)

修業年限等

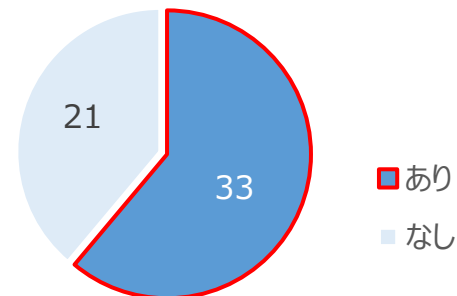
1年修了プログラム



長期履修

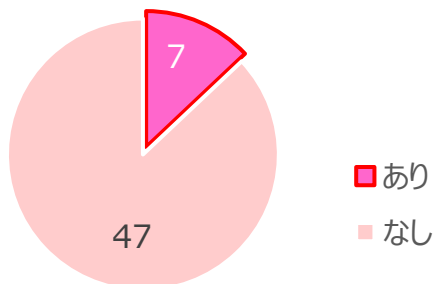


小学校免許の取得が可能なコースのある大学

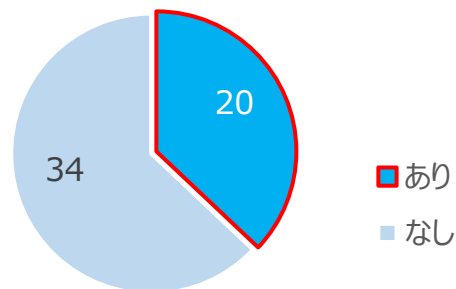


就業しながら受講ができる環境

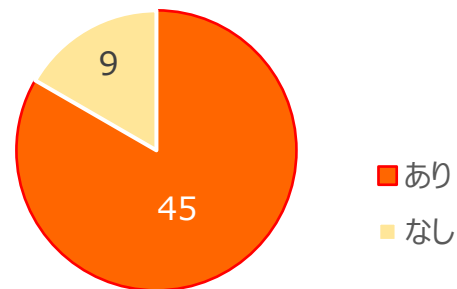
サテライトキャンパスの活用



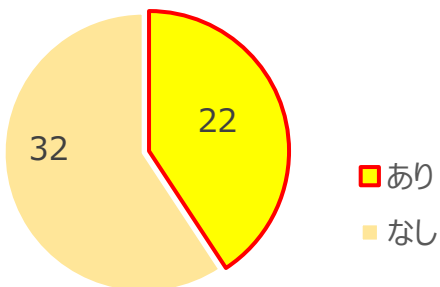
夜間授業の開講



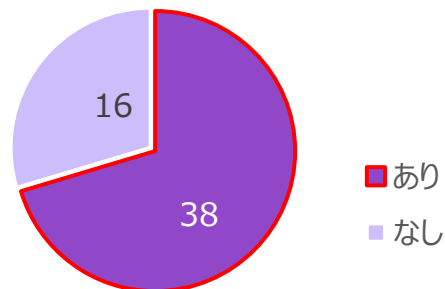
遠隔授業の実施



休日の開講



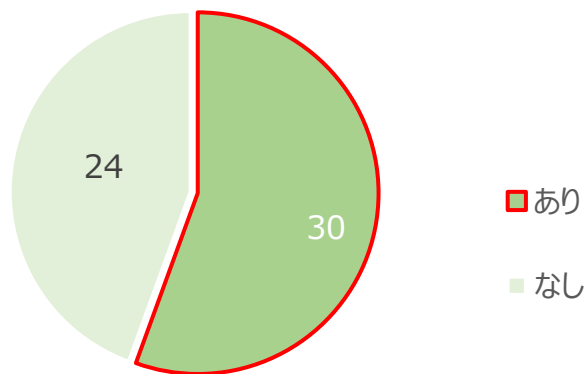
長期休暇中の開講



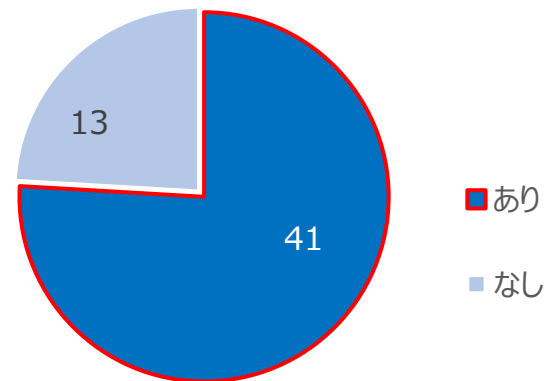
教職大学院における多様な取組③ (※54大学 令和3年度時点)

経済的支援

教職大学院の学生を対象とした 大学独自の奨学金

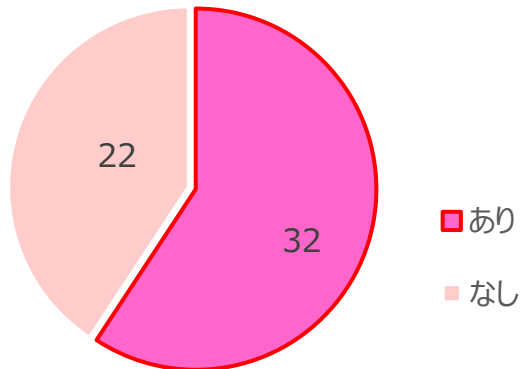


教職大学院の学生を対象とした 大学独自の授業料免除

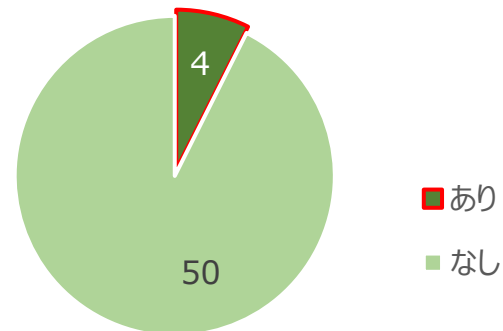


科目等履修等

科目等履修



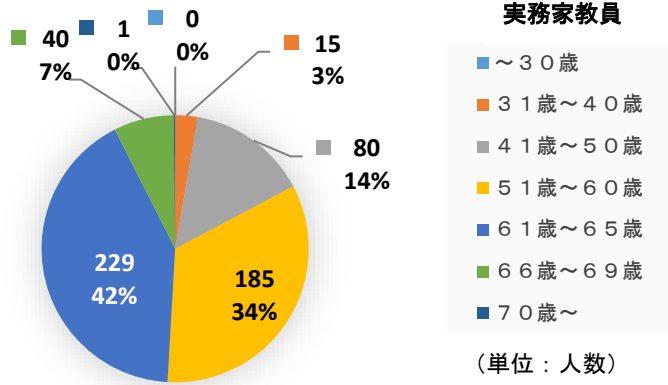
履修証明プログラム



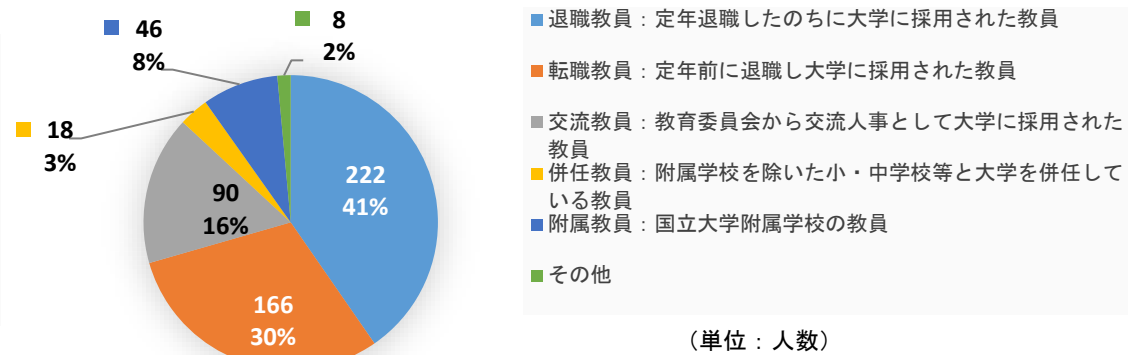
教職大学院実務家教員の構成について

54大学 実務家教員（みなし実務家教員を含む）数 550人（令和3年度現在）

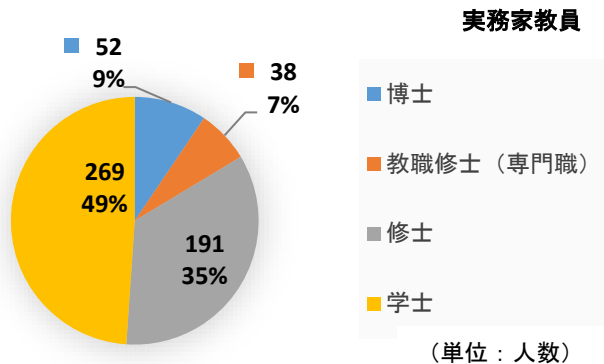
①年齢構成



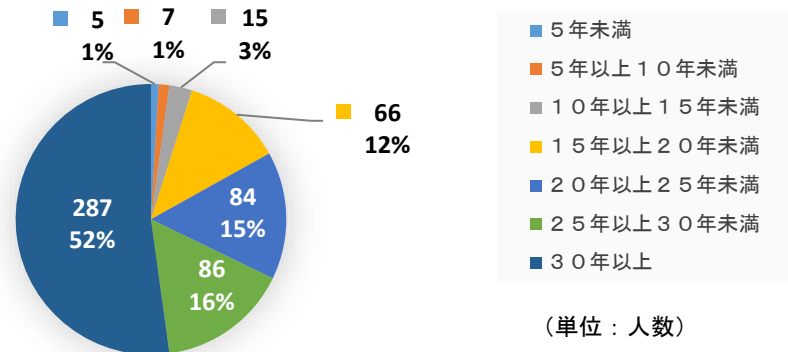
③実務経験



②学位の保有状況



④実務経験年数



教員就職率の向上、組織・体制等の見直し

- ✓ 高度職業人材としての教員採用ニーズが高まる中、学生の教員就職に係るモチベーションの維持・向上を図る取組や、各地域の教員採用ニーズに応じたカリキュラムの展開など、教員就職率の向上に資する取組を一層充実させることが重要ではないか。
- ✓ 今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ、入学定員の見直しや大学間の連携、教職大学院の充実に向けた取組を一層推進していくことが重要ではないか。

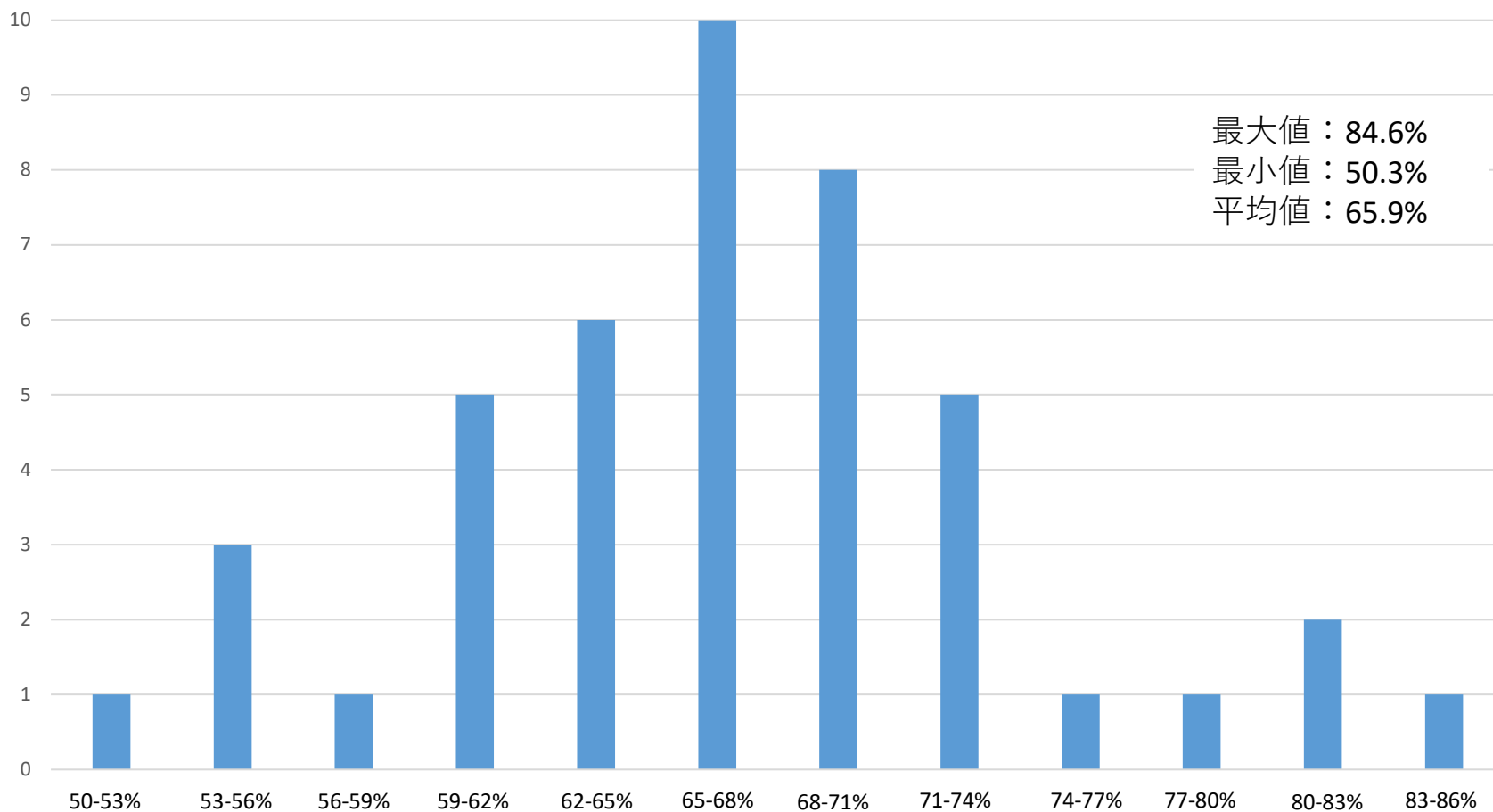
教員就職率の向上、組織・体制等の見直し

- ✓ 入学前、入学後の学修、就職対応等のそれぞれの段階において、教員就職率の向上を図るために、どのような取組を行うことが考えられるか。
- ✓ 全国的な教員養成機能の強化・高度化を図りつつ、入学定員の見直しや大学間の連携、教職大学院の充実に向けた取組を促進するための方策について、どのようなことが考えられるか。

(参考)

国立教員養成大学における 過去5年間（H29-R3）の教員就職率の平均値に係る分布 （進学者・保育士就職者を除く。）

大学数



過去5年間の
教員就職率の
平均値

大学生の悩みや不安

- ✓ (独) 日本学生支援機構が実施する学生生活調査結果 (令和2年度) によると、大学生の悩みや不安として設定した項目の中では、**「希望の就職先や進学先へ行けるか不安だ」**を回答する学生が最も多くなっている。

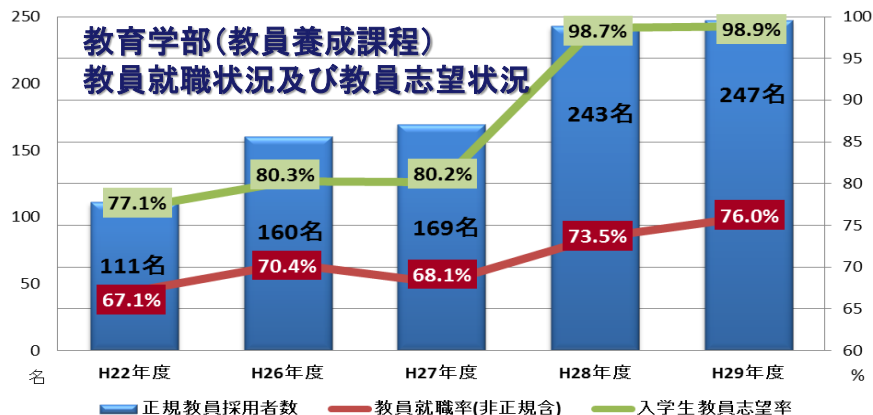
(大学生の不安や悩み (大学 (昼間部)))	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度
①授業の内容についていけない	35.2%	32.9%	31.6%	32.9%
②卒業後にやりたいことが見つからない	40.8%	41.6%	40.8%	42.0%
③希望の就職先や進学先へ行けるか不安だ	69.9%	69.3%	67.7%	70.4%
④経済的に勉強を続けることが難しい	17.3%	16.0%	13.8%	13.3%
⑤学内の友人関係の悩みがある	17.9%	16.6%	15.8%	14.4%

- ※ (独) 日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査結果」に掲載の「大学生の不安や悩み」と諸支援の利用状況について」(日本大学 望月由起教授)より。
- ※ 数値は「大いにある」「少しある」と回答した者の割合を合算したもの。
- ※ 平成30年度調査結果における「教育・教員養成系」の学生の結果については、それぞれ①20.4%、②21.9%、③64.9%となっており、他の学科系統に比べ「卒業後にやりたいことが見つからない」は少ないものの、「希望の就職先や進学先に行けるか不安だ」については大きな違いは見られないものとなっている。

教師としての就職を促す大学の取組事例①

【福岡教育大学】九州の広域拠点的作用を果たす実践型教員養成機能への質的転換

- 平成28年度からの①入試、②カリキュラム、③課程外活動、④学生指導体制の一体的な改革により、地域社会の期待に応えられる教育実践力に優れた教員を輩出する。
- ①大学入学者選抜での推薦入試拡大や小論文・面接の導入による教職に意欲・適性・基礎力のある学生の確保。
- ②初等教育教員養成課程での選修制廃止をはじめとする全課程でのカリキュラム改革、特別支援教育教員養成課程での初等教育部と中等教育部の分化等による各課程としての教育の充実。
- ③英語習得院設置、ボランティア活動や部・サークル活動の促進、図書館整備による自主的・自発的な学びの機会の拡充、カリキュラムでは修得しにくい資質能力の育成。
- ④教職教育院を中心とした指導体制の整備、クラス担任制による1年次からの教職指導の充実、学生生活の充実の支援。



【大分大学】教採合格率の飛躍的アップを実現した実践的教師力育成の取組

- 正規の授業として、学部教員と現場教員による指導のもと公立小中学校で実際に授業を行う「授業づくり実践講座」を受講した学生の教採合格率は92%、大分市教育委員会と連携して支援要請のあった小中学校に学生を派遣して教師の教育活動を補助する「教育支援実践研究Ⅱ」を受講した学生の教採合格率は78%であった。正課外でも教採スタートアップ講座、授業力育成講座、教育臨床講座、教採対策ゼミ等の他、千数百回に及ぶ個別指導(模擬授業、場面指導、集団討論、面接指導、体育実技、音楽実技、英会話・英語表現、論作文対策、願書添削)を行っている。平成29年度は12~16人の教員から指導を受けた学生の教採合格率は100%、8~11人の学生の合格率は83%、4~7人の学生の合格率は67%、0~3人の学生の合格率は43%であった。

学校体験型授業・講座(実践)の効果			合計2419時間の指導実績(H29年度、1コマ=90分)						
形態	教育支援実践研究Ⅱ(まなびんぐサポート)	授業づくり実践講座	学内教員		学外講師				
	学校インターンシップ	授業実習	個別指導	集団指導(模擬授業・面接等の模擬試験)	個別指導	集団指導	個別指導	集団指導	
単位	2単位(選択)	単位無	コマ数	受講者	コマ数	受講者	コマ数	受講者	
対象	3~4年生	3年生	H27	548	891	9	110	12	101
参加者	28名(平成28年度)	27名(平成28年度)	H28	445	805	9	170	15	125
活動先	公立幼・小・中学校	公立小・中学校	H29	638	1023	6	124	12	103
期間	最長6カ月(週1回程度)	1日(授業は1コマ)	体育実技(個別)		音楽実技(個別)		英会話(集団)		
内容	公立校園において、学習支援等の活動を定期的に実施する。実施後は毎回活動記録作成により省察を行う。	現場教員、大学教員による指導をもとに教材研究、指導案作成を行い、公立小・中学校で実際に授業を行う。	コマ数	受講者	コマ数	受講者	コマ数	受講者	
			H27	15	210	36	243	2	72
			H28	19	285	44	262	2	72
			H29	69	820	48	179	2	71
教師育成サポート推進室(学内教員)による個別指導(コマ数)									
H29年度教員採用試験実績	受験者 18名 合格者 14名 採用率 約78%	受験者 24名 合格者 22名 採用率 約92%	模擬授業場面指導	集団討論	面接指導	論作文対策	願書添削		
			H27	504	222	55	41	153	
			H28	442	171	157	78	99	
			H29	400	183	132	23	100	

教師としての就職を促す大学の取組事例②

【熊本大学】教育学部における実践型教員養成カリキュラム

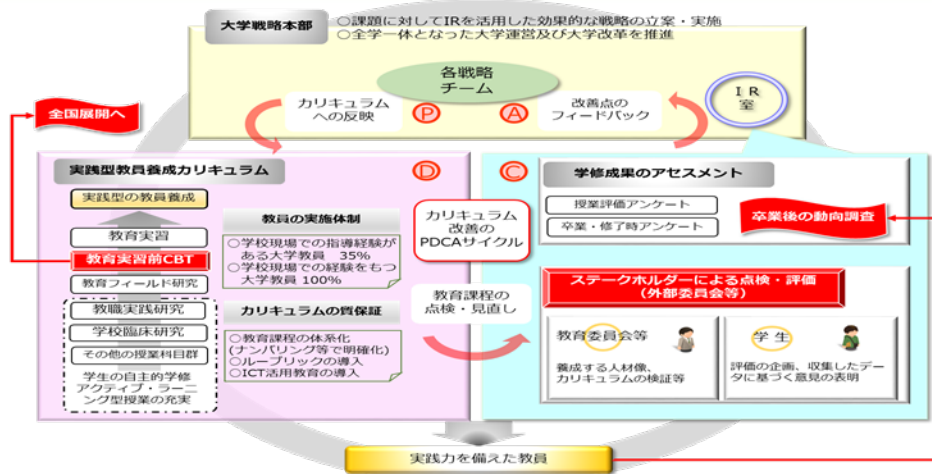
- 学生に学校や児童生徒と関わる機会を設定することで、実戦的指導力を有する教員としての自覚と基礎的な資質を育成することを目的として、平成27年度から、近隣の連携協力校での教職体験や、小学生を多数招いた体育祭の企画・運営等をポイント化し、単位化する独自科目「教職実践基礎演習」(選択科目)を1・2年次に導入した。
- 平成30年度からは1年次で集中的に履修する「教職実践基礎セミナー」に変更し、小学校教員養成課程での必修化を行った。班別に分かれた独自の活動として、教材づくりや現地調査などの学習活動を自由に行う取組を取り入れなど、内容の充実を図っている。
- 同演習は熊本市教育委員会との連携事業の一環として位置づけられており、連携協力校2校には教員が加配されるなどの措置が取られている。
- その効果として、学生は子供達との触れ合いを通してやりがいと喜びを感じ、教職への意欲やステップアップへの原動力が生まれている。



連携協力校での教職体験

【北海道教育大学】教員養成の質保証サイクルの確立

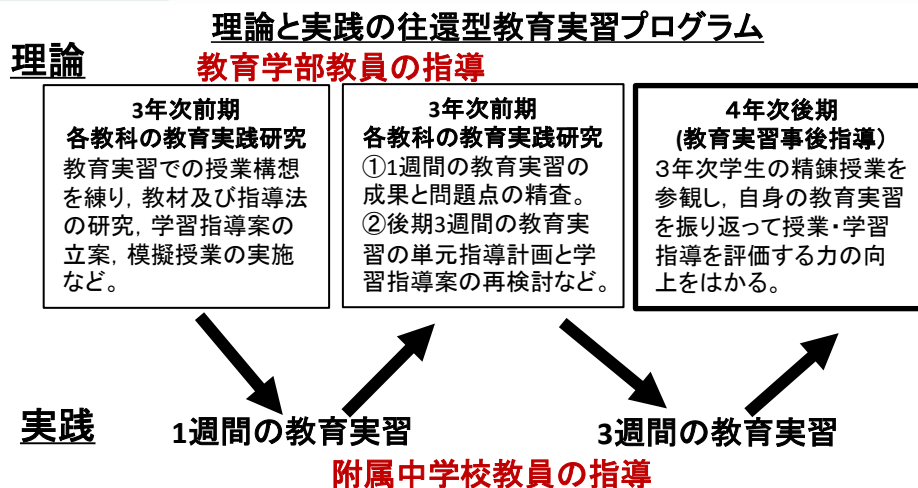
- 北海道教育委員会、札幌市教育委員会、公立学校、報道機関有識者等を構成員とした「教員養成改革推進外部委員会」及び本学教員・学生を構成員とした「学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会」を設置し、ステークホルダーの意見等を取り入れた改善を進めている。
- 教育実習前の時点における学びの一定レベルを確保するための一方策として「教育実習前CBT」を開発し、実施している。将来的には、私立大学を含め全国の教員養成大学・学部において「教育実習前CBT」が活用される仕組みの構築を目指す。
- 卒業後5年目の卒業生を対象とした「卒業後の動向調査」の実施により、期限付教員から正規教員への推移、他の職種から教員への転職状況及び離職状況等を把握している。



教師としての就職を促す大学の取組事例③

【千葉大学】理論と実践の往還型教育実習プログラム

- 千葉大学教育学部に常設委員会として設置されている教員養成カリキュラム委員会で開発された理論と実践の往還型教育実習プログラム。
- 教育学部附属中学校で実施される教育実習を平成27年度から1週+3週の形とし、大学における教科教育法の授業（各教科の「教育実践研究」2単位）と連携させる取組。
- 各教科の「教育実践研究」の前半で教材及び指導法について研究、教育実習における学習指導の構想・立案、模擬授業の実施と振り返りなどを行い、その後1週間の教育実習を実施。
- 1週間の実習中に事前に作成した学習指導計画をもとに、附属中学校教員の指導を受け、授業の具体化を検討。
- 各教科の「教育実践研究」の後半で1週間の教育実習での成果と問題点を精査するとともに、後期3週間の教育実習で取り扱う単元指導計画・学習指導案作成をブラッシュアップし、模擬授業を再度実施。また、この期間中にも必要に応じて附属中学校教員に相談。
- 単元を通した学習指導計画をもって、3週間の教育実習を実施。



平成30年7月「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について」より抜粋

【愛媛大学】教員育成指標の養成段階と基盤形成期をつなぐ「えひめ教師塾」

- 平成27年度より、愛媛大学教育学部・教育学研究科と愛媛県総合教育センターの連携事業として、「えひめ教師塾」を開催している。愛媛県の教員志望者（大学4年生等）と教職経験10年目までの教員や講師等を対象とした、指導技術の向上を図るための研修である。毎回、異なる研修テーマを設定して5月～6月の土曜日に実施している。本連携事業は、愛媛県教育委員会が定める教員育成指標の養成段階と基盤形成期を架橋する研修事業として位置づけられている。研修では本学学生が若手教員と共に学び交流する中で、指導技術の向上に加え、教員生活全般のイメージが具体的なものとなり、教職に対するモチベーションの一層の向上が認められている。平成30年度は、全8回延べ575名（内若手教員186名、学生389名）が参加した。教員採用試験合格という波及効果も認められており、学生のうち、6回以上参加した者の教員採用試験合格率は、毎年85%を越えている。なお、平成30年度は91%（40/44名）であった。

全8回 土曜日に開催。申込みは1講座から可能です。
実践的指導力の向上を目指して

えひめ教師塾

第1回 未来を描くえひめの教師
第2回 学級づくり・学級経営
第3回 ICTで実現する未来の授業
第4回 特別な教育的ニーズのある子どもの理解と支援
第5回 身に付けておきたい教員の基礎知識
第6回 主体的、対協的で深い学びの実現に向けた授業づくり
第7回 良好な人間関係を築くために～子どもの思い・保護者の思い～
第8回 愛顔輝くえひめの教師

共に学ぶ教師塾	平成30年
愛顔あふれる教師塾	第1回 5月19日(土)
必ず役立つ教師塾	第2、3回 5月26日(土)
行ってよかった教師塾	第4、5回 6月9日(土)
未来が輝く教師塾	第6、7回 6月23日(土)
	第8回 11月17日(土)

各講座開講日の1週間前まで参加申込みを受け付けます。

共催・会場> 愛媛県総合教育センター 第1回のみ会場 愛媛大学
〒791-1136 松山市上野町甲650番地
TEL 089-963-3111 / FAX 089-963-3146
https://center.esnet.ed.jp/

駐車場あり(生涯学習センター東側) 詳しくは教職センターへお問い合わせ



教師としての就職を促す大学の取組事例④

【北海道教育大学】教育実践力を身につけるための学校現場での体系的カリキュラム

- 本学では、'理論と実践の往還'を実質化するために、1年次からの学校体験を含む「アカデミックスキル」(※)、「教育実習」,「教育フィールド研究」等の科目を体系的に開設し、4年間を通じて、教員養成課程札幌校では856時間、旭川校791時間、釧路校1,102時間の学校現場体験で、'実践力'を磨く施策を展開している。(以下の①～③は釧路校での事例)

- ①「教育フィールド研究Ⅰ」(1年次)、「基礎実習」(2年次)及び「教育実習Ⅰ」(3年次)では、同一校で現場体験でき、年次を超えて子どもの発達を実感できる(右表参照)。これにより学生は、「子どもの長期的成長が分かる」という教育観や子ども理解が 深まることにより、次の実習への意欲を高め、教員志望の気持ちを持続することができる。
 - ②「基礎実習」と「教育実習Ⅰ」に関しては、異学年の学生が同時期に同一校で現場体験することにより、先輩学生・後輩学生双方のリーダーシップ効果やフォローアップ効果・模倣学習効果が見られる。
 - ③へき地・小規模校での体験実習では92%の学生が高評価し、「教職について見つける機会になった」という教職意識向上に繋がるアンケート結果が得られた。
- 釧路校の事例をモデルとし、札幌校及び旭川校の特色を活かした活用方法を模索する予定。

○学校現場体験科目(釧路校での事例)

	4月～7月	8～9月	9月～11月	10月～12月
1年次	学校体験※		左記①	教育フィールド研究Ⅰ
2年次	教育フィールド研究Ⅱ	・基礎実習 ・へき地校体験実習Ⅰ	左記①,②	教育フィールド研究Ⅲ
3年次		教育実習Ⅰ	へき地校体験実習Ⅱ	教育フィールド研究Ⅳ
4年次		教育実習Ⅱ	へき地校体験実習Ⅲ	左記③

※授業科目「アカデミックスキル」内で実施

【宮城教育大学】地域を担う教員づくりに向けた出身地域校での1年次学校インターンシップ

<事業内容>

- 入学段階から今日の学校現場、教職の実状を理解し、教職に関する興味・関心・意欲を喚起する仕組みとして、1年次学生に対して東北の出身地域校での学校インターンシップを導入。
- 平成30年度は宮城県の一部地域と青森県で実施し、対象地域出身者の約8割の学生が参加した。本学は東北地方出身者が在学生の9割を占めていることから、その他の東北各県とも平成31年度以降の実施に向けて協議中。

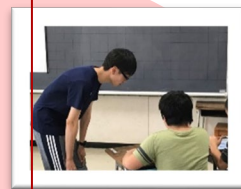
<事業成果>

- 宮城県ではこの事業の有効性が認められ、平成31年度から県教育委員会が事業実施主体となって仙台市に所在する大学を巻き込んだ形の事業へと発展させるべく、検討が進んでいる。
- 平成31年度に岩手県、山形市において、また令和2年度に秋田県においても実施予定。

実施後のアンケートでの参加学生からの回答



「参加してよかった」
「教職に就きたいという思いを一層強くした」
「実際に現場に行くことで出身地域の教育の状況をより深く知ることが出来た」



受入側となる教育委員会および学校からも高い評価を得ている。

高大接続に係る大学の取組事例①

【香川大学】高大接続・教育委員会と連携した香川県立坂出高校教育創造コースへの協力

- 香川大学教育学部との連携により、平成29年度に県立坂出高校に「教育創造コース」が創設された。このコースの教育プログラムに対して、教育学部と附属学校園が協力している。とくに教育プログラムの中心となる総合的な学習の時間に、大学教員による出前授業、グループ研究へのアドバイス等の支援を行うとともに、附属学校園が実践的な学びのフィールドを提供している。
- 坂出高校教育創造コースの生徒たちは、1年次に附属坂出小学校を4回、2年次には附属幼稚園を3回、附属坂出中学校を2回、附属特別支援学校を1回訪問した。幼稚園では園児と一緒に遊び、小学校では教科学習の補助や給食指導を行った。
- 県立坂出高校「教育創造コース」の創設と教育プログラムへの協力、さらには入試改革を含む高大接続の取り組みにより、県内高校出身の教育学部志願者を安定的に確保し、高校段階から地元で働く教員として必要な資質能力の素地を養うことができる。



【静岡大学】高大接続プログラム「プロジェクトひよっこ先生」

- 教職への志向性・適性の高い学生確保のため、一部専攻で思考・判断・表現を見る入試方式の導入、令和3年度入試から前後期日程試験への小論文導入を決定・公表するなどの入試改革を進めている。また、本学教育学部の学生確保策と、静岡県教育委員会が課題とする教員志望者増への貢献・協力を兼ねて、平成29年度より、新しいタイプの高大接続プログラム「プロジェクトひよっこ先生」を実施している。
- 教員志望の県内高校生を募集し、大学祭当日に大学生が小学生を集めて交流する「子ども大会」へのアシスト参加、現職小学校教員（教職大学院の現職教員学生）からの事前・事後指導など密度濃い交流体験機会を組織している。教員から助言を受け、大学生が子どもと接する様子も参考にしながら、実際に自ら小学生と関わる経験を通して、課題意識や教職志望を深めている。平成29年度参加者では44.4%が入試で本学教育学部を志願、参加者全体の33.3%が合格と、着実に成果をあげている。



子ども大会開始前(左が高校生)

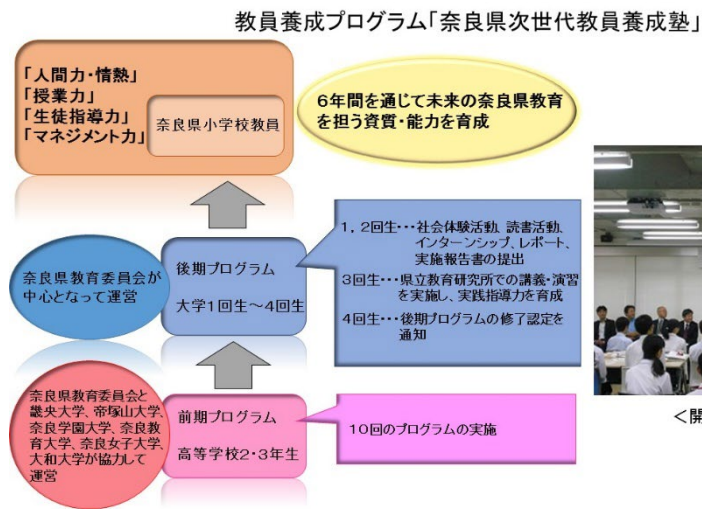


現職小学校教員とのふり返り

高大接続に係る大学の取組事例②

【奈良教育大学】高校生版教員養成プログラム「奈良県次世代教員養成塾」の策定と実施

- 奈良県の小学校教員を目指す高校生を対象に、未来の奈良県教育を担う人材を育成することを目的として、高校生版教員養成プログラム「奈良県次世代教員養成塾」（前期：高校在学時受講，後期：大学在学時受講）を，本学と奈良県教育委員会との協働で開発した。地域密接型の教員養成大学として，教育委員会との連携・協働による新たな取組である。
- 本プログラムは，小学校教員を志す県内の高等学校等に在籍する生徒を対象にするもので，平成30年10月より，本学の他，県内に法人本部を置く教職課程をもつ大学（畿央大学，帝塚山大学，奈良学園大学，奈良女子大学，大和大学）を加え，75名の高校生を集めて実施した。
- プログラム前期の内容は，①「パーソナリティ・資質に関する内容」，②「学習力・授業力に関する内容」，③「キャリアデザインに関する内容」による全10回で構成されており，開発に携わった本学教員の研究知見，実践知見が反映されている。



<開講式当日の様子>

全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況(令和3年度)

(注1) 島根大学、鳥取大学については、平成16年4月より、
 ① 島根大学教育学部は、教育学部として教員の計画養成を強化、
 ② 鳥取大学教育地域科学部は、地域学部(一般学部)に改組し、役割分担を行った。

(注2) 山形大学、福島大学については、平成17年4月より、
 ① 山形大学教育学部は地域教育文化学部(一般学部)に、
 ② 福島大学教育学部は人間発達文化学類(一般学部)に改組、
 教員の養成は課程認定を受けた学科において引き続き行うこととなった。

(注3) 富山大学については、平成18年4月より、人間発達学部に変更し、教員の養成は課程認定を受けた学科において実施していたが、令和4年4月より金沢大学と共同で教育学部を開設。

(注4) 群馬大学と宇都宮大学については、令和2年4月より、共同教育学部を設置。

(注5) 鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学(及び徳島大学)は、大学等連携推進法人「四国地域大学ネットワーク機構」を設置し、連携開設科目を活用した連携教育課程を令和4年度から構築する予定。

(注) []は、教員養成課程入学定員
 ()は、" 新課程入学定員

北海道教育
[720]
(465)

弘前
[160]
(なし)

秋田
[110]
(100)

岩手
[160]
(なし)

山形^(注2)
なし

宮城教育
[345]
(なし)

福島^(注2)
なし

金沢
[85]
(なし)

富山^(注3)
なし

上越教育
[160] (なし)
新潟
[180] (なし)

長崎
[180]
(なし)

福岡教育
[615]
(なし)

熊本
[230]
(なし)

大分
[135]
(なし)
宮崎
[120]
(なし)

鹿児島
[190]
(なし)

山口
[180]
(なし)

島根^(注1)
[130]
(なし)

広島
[157]
(288)

鳥取^(注1)
なし

岡山
[280]
(なし)

愛媛^(注5)
[160]
(なし)

高知^(注5)
[130]
(なし)

香川^(注5)
[160]
(なし)

鳴門教育^(注5)
[100]
(なし)

兵庫教育
[160]
(なし)

京都教育
[300]
(なし)

大阪教育
[550]
(350)

和歌山
[165]
(なし)

福井
[100]
(なし)

滋賀
[230]
(なし)

三重
[200]
(なし)

岐阜
[220]
(なし)

愛知教育
[729]
(130)

信州
[240]
(なし)

山梨
[125] (なし)

静岡
[300]
(なし)

群馬^(注4)
[190]
(なし)

埼玉
[380] (なし)

東京学芸
[825] (185)

横浜国立
[200]
(なし)

宇都宮^(注4)
[170]
(なし)

茨城
[275]
(なし)

千葉
[390]
(なし)

琉球
[140]
(なし)

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

大学間連携に係る取組事例①

【島根大学】山陰教師教育コンソーシアムの設立

平成16年度に鳥取大学との再編統合により、島根大学は山陰地域での中核的教員養成機関となった。平成28年の教職大学院設置に合わせて、大学と地域が一体となり、山陰地域の教員のキャリアを生涯にわたって支援する連携協力組織「山陰教師教育コンソーシアム」を島根・鳥取両県の教育委員会と大学が協働で設立した。同組織には以下の特色がある。

- 連携協力推進会議などを通して、山陰地域の教育課題や現代的課題を踏まえた教員養成・採用・研修について継続的な協議を行っている。
- 学部・教職大学院教育の評価委員会（授業参観、学生面接など）を設け、地域課題への対応など外部評価者の意見をカリキュラム改善に活かしている。（例）学部科目「山陰地域の教育課題」の新設など
- 現職教員研修プログラム開発、教師力育成・評価プログラム開発などのプロジェクト部門を設け、両県の教員を対象とする研修プログラムや教員育成指標の協働開発を行っている。
（例）大学での現職教員研修（年4週間）や教職大学院主催の研修など



大学間連携に係る取組事例②

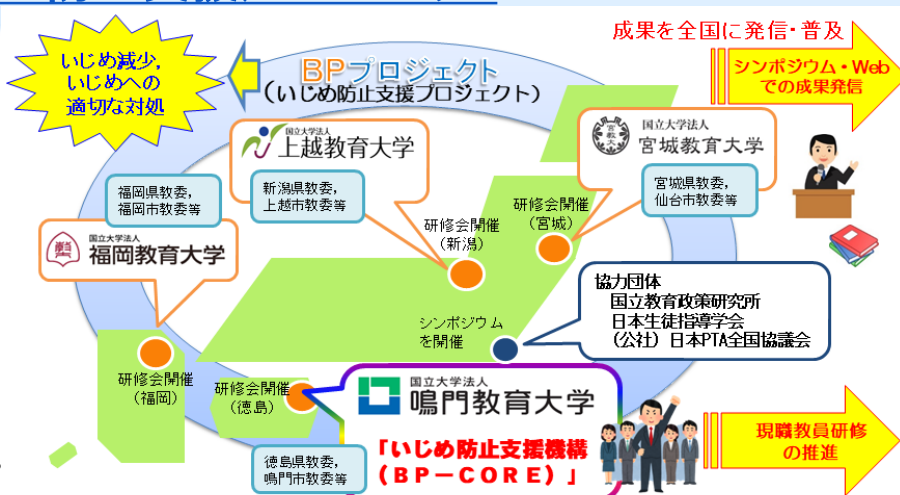
【宇都宮大学】共同教育学部の開設に向けた検討

- 共同教育学部の開設に向けた具体的な議論を行うため、宇都宮大学・群馬大学の両学長・理事・学部長等を構成メンバーとする「教育学部の連携・協力に関する協議会」を設立し、連携WGを組織し、平成32年度の開設を目指して、カリキュラム、時間割、入試などの検討を鋭意行っている。
- 共同教育学部の設置により、両大学の強みを生かしたカリキュラム・授業構成が可能となり質の高い教員養成が実現できるだけでなく、情報化社会やグローバル化への対応が可能になるなどの相乗効果が期待される。特別支援学校教諭免許については5領域全てをカバーできる見通しがついた。
- 入試については、前期日程試験を統一する合意を確定し、平成31年1月に「設置構想中」で変更点の予告を行った。主な高校への説明も始めており、概ね良好な反応を得ている。



【鳴門教育大学】4教育大学連携によるBP(いじめ防止支援)プロジェクト

- 平成27年度から、4教育大学（宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学）連携を本学が取りまとめ、我が国のいじめ問題の根本的な克服に向けた「BP（いじめ防止支援）プロジェクト」を推進している。
- 平成30年度は、4大学が各地域で開催した研修会に約500名の参加者と、4大学が東京で共同開催したシンポジウムに約170名の参加者を得るとともに、作成した冊子「学校現場で役立つ『いじめ防止対策』の要点」を2,800部配付し、各地域の指導主事研修で活用されるなど、プロジェクトの研究成果を発信・還元した。
- プロジェクトの成果は各構成大学のカリキュラムへ反映（平成30年度鳴門教育大学：「生徒指導の理論と実践」等、学部3科目405人、大学院5科目219人が受講）されるとともに、教員免許状更新講習や教員研修にも活用され、いじめ防止へ一歩進んだ支援を展開している（BP（Bullying Prevention）：いじめ防止）



連携開設等に関する基準等の改正

教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について①

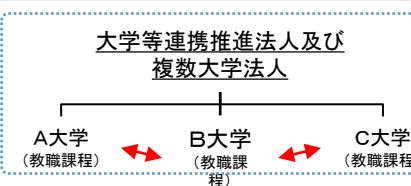
制度創設の趣旨及び経緯

教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」(令和2年2月)において、

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
- ②学内の2以上の学部が連携して学部等連携課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設
- ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設について提言されており、当該提言を受けて制度改正を行う。

①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設(省令及び基準の改正)

国公立の複数大学を束ねる大学等連携推進法人(一般社団法人)として文部科学大臣に認定された場合に、大学等連携推進法人に参画する大学や複数大学法人が設置する大学は、大学設置基準等の自ら開設の原則の例外として参画する他の大学と連携して開設する科目を自らが開設したものとみなすことができる特例を設けることとされている。



○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度 今回新設	共同実施制度
仕組み	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み
大学が開設する授業科目上の特例(免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ3割を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については8割を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)	「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の全てを自らが開設する授業科目とみなす
専任教員の共通化(教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、 大学間の専任教員の共通化を可能とする	大学間の専任教員の共通化を可能とする

※1 連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2 連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

- ・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が1以上含まれていること。
- ・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。
- ・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。 等

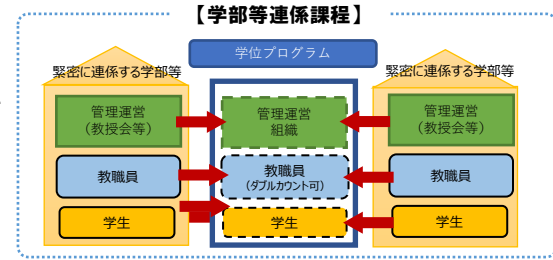
連携開設等に関する基準等の改正

教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について②

②学内の2以上の学部が連携して学部等連係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設(基準の改正)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第11号)により、大学設置基準等が改正され、大学は学内資源の共通化により学部横断的な教育を実現するために、学内に置かれる2以上の学科等に横断する教育課程を実施するための「学部等連係課程実施基本組織」を新たに設置することができることとなった。

これを受け、教職課程を学部等連係課程実施基本組織に設置することを可能とし、同一の免許状の種類⁵の教職課程を緊密に連係する学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合には、併せて一つの学科等とみなして入学定員の合計数に応じた必要専任教員数の配置を可能とする。



③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設(省令の改正)

学科等が教職課程の実施に当たって基本的な責任を有することが原則となっているが、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、上記①②により学内及び学外の資源を共通化し、教職課程を運営することが可能となる。

その際、教職課程運営の責任の所在を明確化するとともに、複数の教職課程を一体的に管理・運営するために全学的な組織体制を整備するとともに、自主的に教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する。

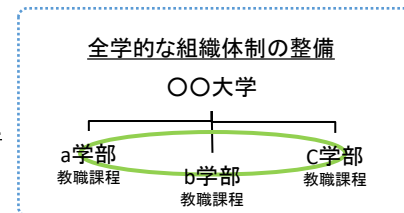
<全学的な組織体制の充実>

同一大学内の複数学科等に設置されている教職課程を一体的に、企画、実施、評価、改善を行う全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置などを求める。

<教職課程の自己点検評価の仕組み>

上記全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容及び方法を自ら点検評価し、改善するよう求める。大学は、学校教育法第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で、教員養成の目標、授業科目、教育課程などの教職課程を自ら検証し、改善に取り組むことが期待される。

※なお、上記全学的な組織体制の充実や自己点検評価の仕組みについては国においてガイドラインを示す予定。



施行日(省令及び基準)

上記、①及び②については令和3年5月7日(公布日)から、③については令和4年4月1日から施行する。なお、①に伴う課程認定上の変更届及び認定申請の受付は令和3年6月頃を予定し、変更届に基づく教職課程については令和3年8月頃から、認定申請された教職課程については令和4年4月1日から開始する。

教職大学院の特色ある取組事例①

【宮城教育大学】行政インターンシップの実施

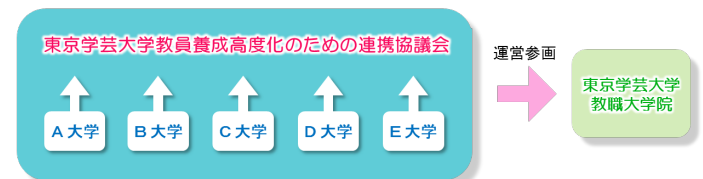
- 平成28年度から管理職となる人材育成コースの現職派遣学生を対象として、全国初の国、県、市町村レベルでの教育行政インターンシップ（計6週間）を実施。宮城県教育委員会と連絡会を設置し、インターンシップ計画を協議・実施している。国レベルでは文部科学省のインターン制を活用し、教員政策に関わる事項について幅広く学び、県レベルでは、各課の業務内容について実務に携わりながら学ぶ。市町村レベルでは、教育長のシャドウイングの他、答弁書作成等を介して、地方教育行政の運営について理解する。
- 上記を補完するものとして、附属学校園管理職、私立大学学長に対する聞き取り調査、民間企業の幹部育成の観察等を行いリーダーシップ研究を行っている。
- これらから得られた知見について、宮城県教育長に教育政策提言を行う会をもち、まとめとした(右写真)。インターンシップ修了者は県内公立学校の管理職として活躍しているが、カリキュラム・マネジメント力の向上を省察することにより効果測定を行うこととしている。



【東京学芸大学】総合型教職大学院の整備及び教員養成の高度化に向けた他大学との連携協定の締結

- 現職教員の教育・研修機能の強化、学部教育との一貫性の確保、教科領域の学修ニーズ等に対応するために、新たに教科領域指導、特別支援教育高度化、IB教員の養成、教育課題や現代的テーマ等に対応するプログラムを拡充し、また、学校教育に関するニーズに広く対応できるように平成31年度から規模を拡大し、入学定員210名の総合型教職大学院の整備を図る。
- 総合型教職大学院の整備に伴い、教育学研究や教員養成を重視している首都圏の国私立大学と教員養成高度化のための連携協定を締結した（平成30年5月現在で学習院大学、国立音楽大学、上智大学、中央大学、東京外国語大学、東京理科大学、文教大学、明星大学、立教大学及び本学の10大学）。連携協議会構成校は、学部から教職大学院への接続プログラム(スタートパスプログラム)に参加する学生を推薦するとともに、協議会における意見交換を通じて教職大学院の運営改善に参画する。

■ 多くの国立・私立大学が、東京学芸大学教職大学院の運営に参画しています。



※参加大学：学習院大学、国立音楽大学、上智大学、中央大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京理科大学、文教大学、明星大学、立教大学（2018年5月1日現在）

教職大学院の特色ある取組事例②

【岐阜大学】教育委員会と連携した学校管理職の養成

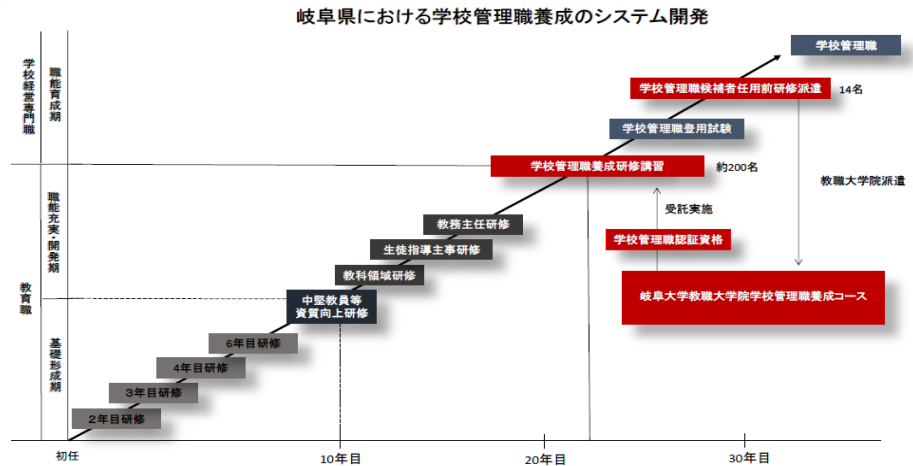
1 背景

日本には学校管理職を養成するシステムは存在せず、学校経営に関する学修のないまま、赴任校でいきなり学校経営業務を担当する。学校管理職を養成するためのシステムとコンテンツの形成が求められる。

2 岐阜県教育委員会と連携した取組

学校管理職になる前の教員を対象とした養成を開始。

- ①教職大学院の再編：県教育委員会からの学校管理職候補者（教頭登用試験合格者等）の派遣教員を対象とした「学校管理職養成コース」の設置。教頭のコンピテンシーを養成するための教育行政実習や学校経営実習を開発。
 - ②岐阜県の教員研修：新任主幹教諭と新任教務主任への悉皆研修として、学校管理職養成研修講習を開始。平成30年度から、希望者に対しては科目等履修制度の手続により、教職大学院の単位とする。
- ### 3 取組の効果
- 受講者評価から、組織経営能力や組織開発能力の向上が認められた。



【和歌山大学】初任者研修履修証明プログラム

●概要

初任者の教員を対象に、「学び続ける教員」の育成を目指し、理論と実践の往還による融合を意識した質の高い研修を行なう中で、教員の実践力向上を図るプログラム。（平成28年度から実施）

●実施内容

- 和歌山市内の初任者10名を対象とし、
- ・月1回の教職大学院での学習(科目履修制度を利用)
 - ・月3回の教職大学院教員による訪問指導・カンファレンス
 - ・集中講義・合宿研修
- 等を実施。

●成果

- ・専修免許状のための単位取得(2年間科目履修等が必要)
- ・初任者を核とした若手教員の学びの場の創出と活性化
- ・現場での知識や経験を教職大学院教育に還元

初任者カンファ
が校内研修の
場にも

目標を共有する
授業評価シートを
用いた

熱気あふれるカンファレンス

教材研究や授
業設計は大学
の授業で深化

初任者に
貸与される
iPadを
用いて



教職大学院の特色ある取組事例③

【岡山大学】教職員研修等を教職大学院の単位として認定するラーニングポイント制

- 岡山県・岡山市教育委員会，（独）教職員支援機構，教育学研究科及び教師教育開発センターによる現職教員を対象とした研修講座等の修了証明をもって教職大学院で単位を認定・授与する「岡山大学教職大学院ラーニングポイント制」を平成30年度に導入する。
- 教職大学院における単位の認定・授与に当たっては，現職教員に対する複数の研修講座，公開セミナー等並びに教職大学院の一部の授業科目を公開した研修講座を組み合わせ，一定のまとまりのある学修プログラムとしている。
- 上記の学修プログラムの修了者には，教育学研究科長より履修証明書が交付され，これを教職大学院の学生（又は科目等履修生）として入学時又は在学中に提示・申請することで，教職大学院の単位が認定される（上限16単位）。
- 認定された単位により，教職大学院の修業年限の短縮や専修免許状の取得が可能となる。

教員の資質能力の
継続的な高度化

岡山県教育委員会
岡山市教育委員会
による研修講座

教職員支援機構並びに
同機構岡山大学セン
ターによる研修講座

教育学研究科・教師教育開発センターに
よる研修講座

教職大学院における
学修・単位認定

【宮崎大学】授業力向上フォローアップ事業

- 本学教員が，本学教職大学院の修了生が勤務する学校を訪問し，修了後の継続的な学びを支援している。ストレート大学院生として在籍した者，現職教員学生として在籍した者など，修了生の経験等により個々に異なる課題に対して，本学教員の専門性を生かした支援を展開している。
- 勤務校をフィールドとする本事業は，修了生の教員としての資質向上だけでなく，当該校における授業研究の質的向上及び同行する学部生・大学院生の現場での学びの充実にも寄与している。また，本事業によって得られた成果を本学教職大学院のカリキュラム等にフィードバックし，教育の質保証を図っている。
- 教職大学院設置直後から実施している事業であり，平成28年度には小・中・高合わせて26校を訪問し計30名の修了生を，平成29年度には同じく29校を訪問し計32名の修了生をそれぞれ支援した。

授業力向上フォローアップ事業における修了生への支援実施状況

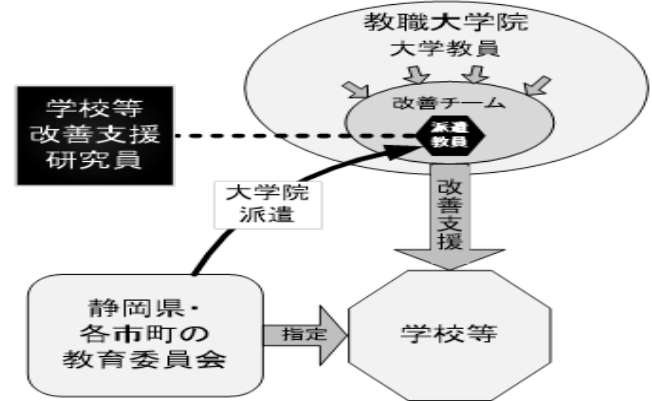
実施年度	校種	校数	修了生区分（人）		計（人）
			現職教員学生	ストレート大学院生	
平成28年度	小学校	18	9	13	22
	中学校	7	3	4	7
	高等学校	1	1	0	1
	計	26	13	17	30
平成29年度	小学校	22	11	13	24
	中学校	5	2	3	5
	高等学校	2	1	2	3
	計	29	14	18	32

□ 指導教諭として任用されている修了生4名（現職教員学生として在籍）を含むなど，対象者を修了直後の修了生に限定することなく幅広く，また多様に支援している。

教職大学院の特色ある取組事例④

【静岡大学】学校等改善支援研究員 ～改革チャレンジで身につける学校のリーダーシップ～

- 「学校等改善支援研究員」は、静岡大学教職大学院と県下自治体との申し合わせの上で平成29年度より導入している仕組みである。教職大学院に派遣される現職教員は入学願書提出の際、研究テーマを県や市町の重点施策とすりあわせた上で、入学を志願する。
- 入学後は各地域の有する学校課題について、大学教員も参加するチームで改革に取り組み、この組織的なプロセスに参画することを通して、組織改善のリーダーシップを学び、同時に実際の学校改善を戦略的に追求することがこの仕組みの特徴（右図）。
- この仕組みにより、学校再編に関する専門委員会の設置・推進（下田市教育委員会）、地域志向学習カリキュラムの開発・導入（牧ノ原市・高校）など従来の実習枠組では実現困難な成果が上がっているほか、大学教員とのチームによる学校再編ニーズ推計に関する共同研究は新聞一面にトップ記事として掲載された（静岡新聞H30.7.30.）。



派遣される現職教員は学校の課題解決に支援研究員として参画

【広島大学】教頭・主幹教諭採用候補者選考試験の筆記試験免除

- 現職教員を対象とした広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）学校マネジメントコースは、これからの学校づくりを牽引し指導的な役割を果たし得るマネジメント力を備えたスクールリーダー（学校管理職候補や指導主事等の教育行政職）を育成している。
- 本コースは、広島県教職員研修の推薦研修（マネジメント系の大学院派遣研修）に位置づけられ、修了した現職教員は、広島県教育委員会が実施する教頭・主幹教諭採用候補者選考試験の筆記試験が免除されている。平成30年3月の本コース第一期修了生4名（広島県派遣者2名）のうち1名が教頭に昇任し、1名が当該免除を受けて昨年度受験した。
- また、勤務校の校長に修了生の評価アンケートを実施したところ、「スクールリーダーとしての活躍により、教職員のマネジメント力の向上等の人材育成が図られ、学校全体が活性化している」と本コースの存在意義が高く評価されている。

推薦研修

マネジメント系 マネジメント能力の育成	エキスパート系 教科指導のリーダー育成
大学院派遣研修(教職大学院) 15名	エキスパート研修
教職員研修(中堅教員研修)	大学院派遣研修
教育総合講座	教員長期研修
民間企業等派遣研修	
ミドルリーダー育成セミナー	

推薦研修

マネジメント系 **学校組織マネジメント**

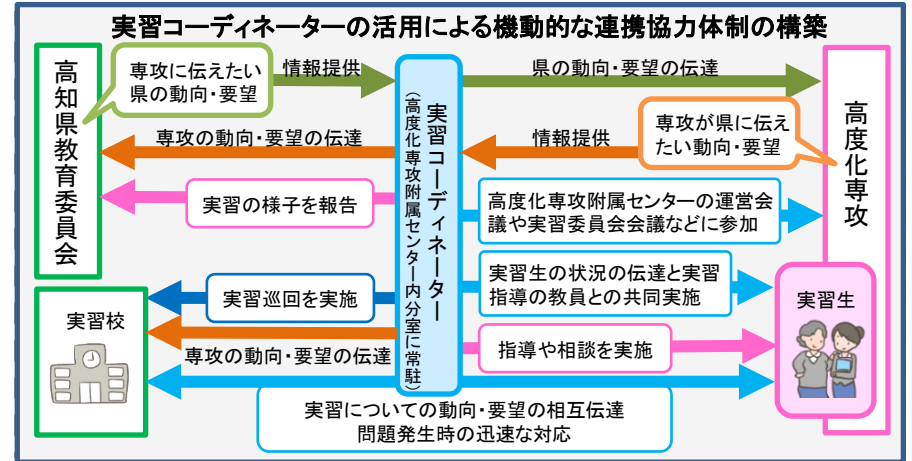
研修名	期間	対象
教職員等中央研修(中堅教員研修)	2週間	教職経験11年以上 35歳以上
大学院派遣(教職大学院学校マネジメントコース)研修	2年	教育総合講座受講者、 教職経験11年以上 53歳以下
教育総合講座	8日	教職経験11年以上
民間企業等長期派遣研修	6か月 1年	教職経験6年以上 50歳以下
ミドルリーダー育成セミナー	2日	教職経験6年以上 50歳以下

(出典：広島県教育委員会ホームページ（平成30年度教職員研修）より抜粋)

教職大学院の特色ある取組事例⑤

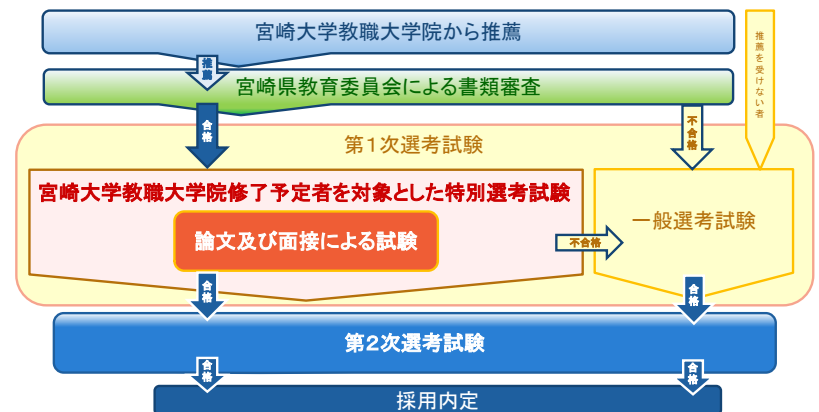
【高知大学】実習コーディネーターの大学常駐による県教育委員会との連携強化

- ・ 実習コーディネーター（県教委教育政策課高知大学連携担当指導主事）が大学に常駐，県教委との連携のハブとして効果的な活動を展開
 - ・ 実習巡回指導と専攻・県教委への報告
 - 県・教職大学院・実習校で実習に係る共通理解の促進と効果的な院生指導
 - ・ 附属センター運営会議，実習改善PJ等に正規メンバーとして参加
 - 県・実習校・専攻で共同した改善（県教委・実習校の率直な意見の伝達）
 - ・ 高知大学内に設置された県教委事務局分室に常駐し活動
 - 県とのコミュニケーション・共同事業・調整の迅速化
- ・ 本取組に関し，実習に関するアンケートで院生・実習校から高評価
 - ・ 院生の9割が「支援が役に立った」
 - ・ 実習校の9割が「実習が県や実習校の教育課題解決に資する」
 - ・ 大学の指導教員の8割が「県教委との連携の下で実習ができた」



【宮崎大学】教員採用試験における教職大学院修了予定者を対象とした特別選考試験の獲得

- ・ 宮崎県の教員採用試験の合格者が宮崎大学教職大学院への進学を希望する場合，合格者の名簿掲載期間を延長し，大学院修了後に採用する制度が実施されていたが，さらに本大学院での学びのインセンティブを高めるために，宮崎県教育委員会との協議の結果，平成31年度宮崎県公立学校教員採用選考試験（平成30年度実施）から，「宮崎大学教職大学院修了予定者を対象とした特別選考試験」の実施が認められた。
- ・ この特別選考試験に係る推薦人数には定員を設けていないが，本大学院では宮崎県が求める人材に適合する院生を推薦するため，本制度の構築にあたった宮崎県教育委員会と本大学院によるワーキンググループでの意見交換内容を基に推薦基準に関する内規等を定めている。
- ・ 平成31年度採用では，この特別選考試験区分に本教職大学院から3名を推薦し，特別選考試験及び第2次選考試験の結果，3名全員が合格した。



教職大学院の特色ある取組事例⑥

【横浜国立大学】オンライン講義・実習及び院生の主体的な取り組みによる遠隔教育の推進

(オンライン学校実習)

- 一人1台端末を整備している附属横浜中学校において、5月からオンライン授業の参観等によるオンライン学校実習を開始。連携協力校の高等学校においても一部、実施。学校のオンライン授業の取り組みの実際を体験し、具体的な方策や実施にあたっての課題について学んだ。

(院生の主体的な取り組み)

- いつでもアクセス可能なオンライン院生室の設置により、対面していない院生同士のコミュニケーションが活性化。
- 院生有志によるオンライン座談会「神奈川県内の学校のオンライン化について考える」を5月23日に開催。院生、教員だけでなく、県内の教員、教職大学院OB等を含む45名が参加して、活発な意見交換を実施。事後アンケート回答者の95%以上が満足、やや満足と回答6月27日に2回目、8月22日に3回目を実施した。先進的な取り組みを行っている学校の視察レポートもwebで公開。



附属横浜中学校のオンライン授業

【熊本大学】“教職大学院発”遠隔授業に関するオンライン研修及び学習支援動画の制作・公開

- ①「遠隔授業で何ができるか？」を統一テーマとしてオンライン研修「熊本大学教職大学院情報教育研修会」(Zoomミーティング)を開催。4月「成功と失敗の事例から」、5月「子ども一人一人に対応する」をサブテーマとして、県内の公立学校及び学部附属学校からの実践報告と分科会(ブレイクアウトルーム)を実施。全国からのべ500名以上の教育関係者が参加、新型コロナウイルス感染症対策の中で生まれた新たな知見や現場の課題をリアルタイムで共有(図左)。
- ② 休校中の児童・生徒の学習意欲向上を目的として、教職大学院生が学習支援動画11本(小・中・高の各教科の学びに関連)を制作、熊本県立教育センター指導主事及び県教育委員会義務教育課等から指導助言を受け、完成。完成した動画は、5月から県立教育センター及び本学教職大学院のWebサイトで公開(図右)。併せてプレス発表を行い、広く県民に周知。動画を視聴した教員に対するアンケート調査(回答者251名)の結果、69%の教員が学力保障につながる動画であると評価した。



自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学へ

- 基盤的な経費の確保により、**全ての国立大学に共通する**高等教育の機会均等の確保や基盤的な研究活動の実施という**ミッションを着実に実施**
- 各国立大学が担う**特有のミッション実現のために必要な取組を推進**するとともに、**社会的なインパクトの創出に向けた戦略的な強化を後押し**
- 国立大学の**活動全体の実績・成果等について共通指標により客観的に評価**を行うことで、一層の**経営改革を推進**

ミッション実現・加速化に向けた支援

ミッション実現戦略分 202億円（新規） 教育研究組織の改革に対する支援 83億円（新規）

- 各大学が社会的なインパクトを創出するために効果的な取組を分析し、戦略的な強化に取り組みむことを後押し
- 地方創生、Society5.0、SDGs等への貢献を通じた各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築といった活動基盤の形成を強力に推進

教育研究基盤設備の整備 70億円（+31億円）【令和3年度補正予算額 98億円】

- ポスト・コロナや防災・減災、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する設備等、教育研究等に係る基盤的な設備等の整備を支援

我が国の次世代を担う人材養成

数理・データサイエンス・AI教育の推進

12億円（+2億円）

- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、産学において教えることのできるトップ人材を養成

多様な学生に対する支援の充実

153億円

- 大学院生に対する授業料免除の充実 150億円（+24億円）
- 障害のある学生に対する支援 3億円（新規）

大学の枠を越えた知の結集による研究力向上

【令和3年度補正予算額 101億円】

共同利用・共同研究拠点の強化

46億円（+7億円）

- 研究組織改革と一体として、国内外の研究ネットワークを強化し、異分野融合、新分野の創成等を促進

世界の学術フロンティアを先導する

大規模プロジェクトの推進 209億円（+3億円）

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金等128億円（+3億円）
 ※このほか、新型コロナウイルス感染症への対応についても支援

改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価しその結果に基づく配分を実施

配分対象経費	配分率
1,000億円	75%~125% ※指定国立大学は70%~130%

- 公正な競争環境を整備するため、規模や組織体制の観点から新たにグループ分け
- より実効性のある仕組みとするため、配分指標を見直し
 - ＜見直しの例＞
 - ▶アウトカム重視の指標への見直しとともに、博士課程をはじめ大学教育改革に向けた取組の実施状況に関する指標を追加
 - ▶大学の改革努力を的確に反映するため、研究に関する指標を中心に、新たに伸び率を加味

国立大学の経営改革構想を支援

国立大学経営改革促進事業

50億円（+2億円）

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む“地域や特定分野の中核となる大学”や“トップレベルの教育研究を目指す大学”を支援

私立大学等経常費補助の概要

令和4年度予算額
(前年度予算額)

2,975億円
2,975億円



文部科学省

事業内容

- ✓ 私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保。建学の精神及び私学の特色を活かした効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を支援する観点から、一般補助を充実。
- ✓ 「Society5.0」の実現や高度研究を実現する体制・環境の構築、地方創生の推進、数理・データサイエンス・AI教育の充実等、我が国が取り組むべき課題を踏まえ、自らの特色・強みを活かして改革に取り組む大学等に対し、重点的に支援。

一般補助 2,766億円 (2,756億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。アウトカム指標を含む客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育研究の質の向上を促進する。

特別補助 209億円 (219億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等改革総合支援事業 112億円 (110億円) ※ 一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。

○ 大学院等の機能高度化 119億円 (118億円) ※ 特別補助の内数

基礎研究を中心とする研究力強化、若手・女性研究者支援、大学院等の機能高度化等を支援。

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円 (7億円) ※ 特別補助の内数

デジタル人材の育成に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIのリテラシー習得が可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、全国への普及展開を進める大学等を支援。

※新型コロナウイルス感染症への対応についても引き続き支援

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※ () は前年度予算額

高等教育の修学支援の確実な実施

令和4年度予算額 6,211億円 ※内閣府計上予算含む
 (前年度予算額 5,840億円)



事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)**を**確実に実施(内閣府計上)**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**するとともに、修士課程学生に対する業績優秀者返還免除制度の充実に向けて取組む。

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金) : 5,196億円
 ※国・地方の所要額 : 5,601億円

【対象の学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【対象の学生】 住民税非課税世帯及びそれと準ずる世帯の学生等
 (準ずる世帯の学生割合は2/3又は1/3を支援)
 【財源】 消費税による財源を活用
 (少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行)

個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

- (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金 : 1,015億円 (一般会計分)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	50万3千人	72万5千人
事業費	2,938億円	6,198億円
うち 一般会計等	政府貸付金 1,015億円 (一般会計)	財政融資資金 5,786億円
	貸与月額 学生等が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5.4万円	学生等が選択 (大学等の場合) 2~12万円の1万円単位
貸与 基準 (令和4年度 採用者)	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に勘案	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計 私大自宅・給与所得・4人世帯の場合(目安) ※家計基準は家族構成等による	約800万円以下
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和4年3月貸与終了者) 利率見直し 0.040% 利率固定 0.369%